

<h1>静 岡 市 報</h1>	号 外
	静岡市葵区追手町 5 番 1 号
	発 行 所 静岡市役所
	編集兼発行人 静岡市長
	発 行 日 毎月 1 日・随時

目 次

監査公表

- 令和 6 年度定期監査結果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 令和 6 年度静岡市井川財産区定期監査結果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 令和 6 年度静岡市両河内財産区定期監査結果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 令和 6 年度行政監査（テーマ監査）結果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 令和 5 年度定期監査等指摘事項に対する措置状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 平成30年度包括外部監査等指摘事項に対する措置状況・・・・・・・・・・・・・・ 20

監 査 公 表

静岡市監査公表第 2 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定に基づく監査を実施したので、その結果に関する報告を同条第 9 項の規定により別冊のとおり公表する。

令和 7 年 4 月 21 日

静岡市監査委員 深 澤 俊 昭
同 白 鳥 三和子

静岡市監査公表第 3 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定に基づく監査を実施したので、その結果に関する報告を同条第 9 項の規定により別冊のとおり公表する。

令和 7 年 4 月 21 日

静岡市監査委員 深 澤 俊 昭

同 白 鳥 三和子

静岡市監査公表第 4 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定に基づく監査を実施したので、その結果に関する報告を同条第 9 項の規定により別冊のとおり公表する。

令和 7 年 4 月 21 日

静岡市監査委員 深 澤 俊 昭

同 白 鳥 三和子

静岡市監査公表第 5 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第 2 項の規定に基づく監査を実施したので、その結果に関する報告を同条第 9 項の規定により別冊のとおり公表する。

令和 7 年 4 月 21 日

静岡市監査委員 深 澤 俊 昭

同 白 鳥 三和子

静岡市監査公表第 6 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、静岡市長等から措置を講じた旨の通知があったので、これを公表する。

令和 7 年 4 月 21 日

静岡市監査委員 深 澤 俊 昭

同 白 鳥 三和子

記

1 令和 5 年度定期監査

(1)、(2)、(3) 令和 5 年度内部統制研修用映像制作業務に係る事務の不備について〔コン

プライアンス推進課]

【指摘事項】

委託業務等契約及び各種契約事務マニュアル等によれば、随意契約を締結する場合、業者選定以前に事業決裁を受けた後、積算金額等を参考に予定価格を設定し、予定価格と見積参加者から徴取した見積書の見積額を比較し、見積額が予定価格以内であれば契約を締結するものとされている。

しかし、令和 5 年度内部統制研修動画作成業務では、これらの手続によらずに事業者から電子データにより徴取した参考見積を基に契約金額と受託者を決定していたことから、結果として次の 3 点の不備があった。

ア 事業決裁起案前の業者選定及び契約金額の決定について

委託業務等契約及び各種契約事務マニュアルによれば、委託業務の実施に係る事業決裁は、必ず業者選定以前に決裁することとされている。

しかし、当該業務の事業決裁には、契約先として事業者名が記載されており、事業決裁に添付された契約書案にも、受託者の名称及び契約金額が記載されていた。

イ 予定価格の未設定について

市契約規則第 30 条の規定によれば、随意契約によろうとするときは、あらかじめ予定価格を定めなければならないとされている。

しかし、予定価格を定めていなかった。

ウ 見積書の未徴取について

市契約規則第 29 条第 1 項の規定によれば、随意契約によろうとするときは、なるべく 2 人以上の者から見積書を徴することとされている。

しかし、事業決裁起案前に電子データによる参考見積を徴していたものの、見積書を徴していなかった。

【措置の状況】

本件研修用映像制作業務委託において 3 点の不備が生じた原因は、委託業務等契約及び各種契約事務マニュアルにより契約事務の流れを十分に確認することなく業務を実施したこと、そして決裁の過程においても組織としての確認が不十分だったことにあります。

内部統制研修は、従来、集合形式により実施していましたが、令和 5 年度に新たな取組として動画研修に切り替え、これにより動画作成及び動画配信業務を外部に発注する

ことになるため、委託業務として発注することとしました。本市の運用上、集合形式で外部講師が研修を実施する場合は、契約書を取り交わさずに講師に依頼文を送付することで依頼することができ、この場合、見積徴取を経なくともよいこととなっていることから、研修の実施においては見積徴取は経なくともよいと誤認し、また、当課では委託業務の取扱いが少なく理解が不十分だったことも相まって、誤った方法で契約を締結してしまいました。

今後、委託業務を実施する際は、どのような内容の業務であっても、事務を着手する前に委託業務等契約及び各種契約事務マニュアルにより契約事務の流れを十分に確認することとし、特に当該不備3点については、所属のリスクチェックシートに契約事務に係るリスクとして明記することで、組織として意識的に確認をすることとしました。

- (4) 補助金の交付の決定を受けた者以外の者から提出された完了報告書に基づく補助金額の確定について〔駿河区役所駿河福祉事務所障害者支援課〕

【指摘事項】

市身体障害者自動車改造費補助事業実施要綱第11条の規定によれば、市長は補助金の交付の決定を受けた者から補助事業の完了報告書を受理した場合は、内容を審査し補助金の額を確定することとされている。また、同要綱には完了報告書の代理提出を認める規定はない。

しかし、身体障害者自動車改造費補助事業において、補助金の交付の決定を受けた者ではなく、自動車に改造を実施した事業者を報告者とした完了報告書が提出された際、所管課はこれを訂正させることなく受理し、この報告書に基づき補助金の額を確定していた。

【措置の状況】

完了報告書の報告者が、補助金交付の決定を受けた者でなく、自動車改造を実施した事業者となっていたものの、これを訂正させることなく受理し、この報告書に基づき補助金額の確定を行った原因は、受理時の確認に漏れがあったこと、さらに決裁時のチェックで見逃しがあったことです。

指摘を受け、補助金交付の決定を受けた者に報告書の訂正を依頼し、修正を行いました。

また、再発防止のため、申請予定者への説明時に、新たに作成した申請書及び完了

報告書の各記入例を配付することで、申請者の記入間違いを防止します。さらに、申請書等の受理時や決裁時の確認を確実にするために、チェックリストを用いることとしました。

(5) 積算金額の算出誤りについて〔清水区役所戸籍住民課〕

【指摘事項】

市契約規則第10条第2項の規定によれば、予定価格は適正に定めることとされていることから、その根拠となる積算金額の算出に当たっては正確を期す必要がある。

しかし、清水区役所戸籍住民課証明発行等委託業務の積算において、従事者の雇用保険料の積算は報酬の月額支給額に雇用保険料率を乗じて計算しなければならないところ、誤って標準報酬月額に雇用保険料率を乗じて計算していたことから、正しい計算方法の場合と比較して過少な積算となっていた。

【措置の状況】

従事者の雇用保険料の算出を誤ってしまったのは、担当者が雇用保険料の積算方法を健康保険料等の積算方法と同様に標準報酬月額に保険料を乗じるものと思い込んでしまったこと及び決裁の過程において組織として算出方法の誤りに気が付かなかったことが原因です。

このため、次回の契約締結時には業務の積算書の数字を職員が事業決裁において確認できるよう、正しい計算の方法を示したチェック表を作成し、積算方法を示す資料に添付することとしました。

また、今回の指摘事項と対応策を課内全職員に周知し、注意喚起を行いました。

(6) 積算金額の算出誤りについて〔清水区役所蒲原支所〕

【指摘事項】

市契約規則第10条第2項の規定によれば、予定価格は適正に定めることとされていることから、その根拠となる積算金額の算出に当たっては正確を期す必要がある。

清水区庁舎間文書等相互連絡業務の積算において、当該業務の人件費の単価を市会計年度任用職員の職務の級及び号給に関する規則別表第3(1)行政職給料表号給基準表の清掃員及び道路補修作業員の職種の号給に基づく金額としている。

しかし、その前提で積算した場合において、積算当時の同規則(令和4年4月1日

施行) では当該職種は 1 級 20 号給であったものの、積算では同規則の改正前の号給である 1 級 22 号給を使用していたため、改正後の号給を使用した場合と比較して過大な積算となっていた。

【措置の状況】

当該業務の積算における人件費の算出に当たり、市会計年度任用職員の職務の級及び号給に関する規則別表第 3 (1) 行政職給料表号給基準表の清掃員及び道路補修作業員の職種の号給が、同規則の改正前の号給である 1 級 22 号給であった原因は、積算時に同規則の確認及び算出根拠のチェックが十分でなかったこと、また、事業決裁の過程における組織としての確認も同様に十分でなかったことによるものでした。

今回の指摘を受け、担当者と関係職員で同規則や契約マニュアルによる研修を行い理解を深めたほか、決裁前に積算根拠の確認を複数人で行うことで、チェック機能が十分に働くよう徹底しました。

さらに、事業決裁時に、積算資料の確認について、チェックリストを用いてチェックすることとし、決裁に添付し、承認者ごとに各項目を確認することとしました。今後は、次年度以降に確実に引き継ぐため業務概要書に明記していきます。

なお、令和 6 年度の業務実施に当たっては、適正に行われていることを確認しました。

(7)、(8) 日本平動物園ゴールデンウイークシャトルバス借上業務に係る事務の不備について〔日本平動物園〕

【指摘事項】

日本平動物園ゴールデンウイークシャトルバス借上業務について監査を行ったところ、仕様書に次の 2 点の不備があった。

ア 運行台数の変更について

仕様書 6 (1) では、令和 5 年 5 月 3 日から 7 日までの各日におけるバスの運行予定台数は合計 36 台と示されており、これは実施する数量を保証するものではないものの、市からバス台数の減便の申出がない限り貸付人が台数を自由に変更できるものではないとのことであった。

しかし、仕様書 6 (2) では、「各日の運行予定台数は参考程度とし、乗客の数に応じて、延べ 30 台を超えない範囲で 1 日当たりの運行台数を変更し、効率的に運

行すること。」とされており、貸付人が台数を自由に変更できるような誤った内容が規定されていた。

イ バス運行上限台数の記載誤りについて

仕様書 6 (2) では、バスの運行台数の上限について「延べ36台を超えない範囲」と記載すべきところを、誤って「延べ30台を超えない範囲」としていた。

当該契約はバスを運行した台数に単価を乗じて賃借料の金額を決定する単価契約であり、業務完了報告書によれば貸付人は延べ32台のバスを運行したため、所管課も32台分に相当する金額の賃借料を支払っていたが、仕様書 6 (2) の規定によれば運行台数の上限は30台とされていることから、2台分は支払の根拠が無い状態となっていた。

【措置の状況】

ア 運航台数の変更について

仕様書 6 (2) に、バスの運行台数について貸付人が台数を自由に変更できるような誤った内容で規定されていた原因は、運行台数の仕様の見直しを行っている中で、仕様書に規定した表現があいまいであったこと、同仕様書中で運行台数の見直しに伴い影響が生じる規定について、修正漏れがあったこと、また、組織としてのチェック体制が機能しなかったことにより生じたものと考えます。

今後同様の誤りが生じないように、指摘事項を園内供覧し、併せて職員に対し、仕様の変更を行う場合は仕様書全体を複数人で再確認することを周知しました。さらに令和 6 年 5 月 20 日に園内職員を対象に研修を行いました。また、次年度以降に確実に引き継ぐため業務概要書に明記することとしました。

なお、令和 6 年度の業務実施に当たっては、仕様書にバスの運行台数が適正に記載されていることを確認しました。

イ バス運行上限台数の記載誤りについて

仕様書 6 (2) にバスの運行台数の上限について「延べ36台を超えない範囲」と記載すべきところを、誤って「延べ30台を超えない範囲」と記載していた原因は、上記 (1) と同様運行台数の仕様の見直しを行っている中で、同仕様書中で運行台数の見直しに伴い影響が生じる規定について、修正漏れがあったこと、また、組織としてのチェック体制が機能しなかったことにより生じたものと考えます。

今後同様の誤りが生じないように、指摘事項を園内供覧し、併せて職員に対し、仕

様の変更を行う場合は仕様書全体を複数人で再確認することを周知しました。さらに令和 6 年 5 月 20 日に園内職員を対象に研修を行いました。また、次年度以降に確実に引き継ぐため業務概要書に明記することとしました。

なお、令和 6 年度の業務実施に当たっては、仕様書にバスの運行台数が適正に記載されていることを確認しました。

(9) 消費税不課税のキャンセル料に係る消費税相当額の誤払について〔日本平動物園〕

【指摘事項】

消費税法第 4 条並びに消費税基本通達第 5 章第 2 節及び第 5 節によれば、キャンセル料については、全額について事務手数料に相当する部分と損害賠償金に相当する部分を区分することなく一括して受領している場合は、その全額を消費税不課税として取扱うこととなる。

しかし、日本平動物園ゴールデンウィークシャトルバス借上業務の令和 5 年 5 月 6 日及び同月 7 日の計 4 台のバスに係るキャンセル料において、全額について事務手数料に相当する部分と損害賠償金に相当する部分を区分していないものであったにもかかわらず、貸付人からキャンセル料に消費税相当額を加算した金額を請求された際に、請求金額の訂正を求めることなく本来は支払不要な消費税相当額 7,200 円を含めて貸付人に支払っていた。

【措置の状況】

消費税不課税のキャンセル料に係る消費税相当額の誤払の原因は、担当者の認識不足であったこと、また、組織としてのチェック体制が機能しなかったことにより生じたものと考えます。

誤払の消費税不課税相当分については、令和 6 年 3 月 8 日に、貸付人から返還済みです。

なお、今後同様の誤りが生じないように、指摘事項を園内供覧し、また、令和 6 年 5 月 20 日に園内職員を対象に研修を行いました。また、次年度以降に確実に引き継ぐため業務概要書に明記することとしました。

(10) 訂正不可事項である契約書首標金額の訂正について〔日本平動物園〕

【指摘事項】

市会計規則第7条によれば、証拠書類の首標金額は、訂正してはならないとされており、契約書の契約金額はこの首標金額に相当するものである。

しかし、日本平動物園ゴールデンウイークシャトルバス借上業務の契約書では、当該契約における契約金額に相当する1日1台当たりのバス賃借料の金額を訂正していた。

【措置の状況】

当該契約における首標金額に相当する金額の訂正の原因は、担当者の認識不足であったこと、また、組織としてのチェック体制が機能しなかったことにより生じたものと考えます。

今後同様の誤りが生じないように、指摘事項を園内供覧し、併せて契約事務に携わる職員に対して、契約書の字句訂正等を行う場合は、各種契約事務等のマニュアルを再確認することを周知しました。さらに令和6年5月20日に園内職員を対象に研修を行いました。また、次年度以降に確実に引き継ぐため業務概要書に明記することとしました。

(11)、(12) 行政財産の目的外使用許可に係る事務の不備について〔住宅政策課〕

【指摘事項】

行政財産の目的外使用許可に係る事務について監査を行ったところ、次の2点の不備があった。

ア 行政財産の目的外使用料の算定誤りについて（合規性の観点）

市行政財産の目的外使用に係る使用料に関する条例第2条の規定により、行政財産の目的外使用に係る使用料が定められており、市有地上にある建物（従物を含む。）に係る使用料については、「当該建物の適正な価格の単位面積当たりの価格×100分の5×100分の110×使用面積」の算式（以下「建物使用料の算式」という。）によって算出した額に、「当該建物の建物面積に相当する土地の使用料相当額×100分の110×（当該建物のうち使用する面積／当該建物の延べ面積）」の算式（以下「土地使用料の算式」という。）によって算出した額を加えて得た額とすることとされている。

しかし、日の出荘団地の建物に設置されている風向風速計及び観測装置に係る行政財産の目的外使用料の算出において、土地使用料の算式による使用料の算出は行

っていたものの、その額に建物使用料の算式により算出した額を加えていなかった。

イ 行政財産の目的外使用の手続の不備について（合規性の観点）

市財産管理規則第26条第1項及び第3項の規定によれば、財産管理者は、行政財産の目的外使用の許可を受けようとする者がいるときは、行政財産目的外使用許可申請書を市長に提出させなければならないとされており、申請書の提出があった場合は、これを審査し、適当と認めるときは、行政財産目的外使用許可書を当該申請者に交付するものとされている。

駿河区登呂三丁目外17か所の市営住宅に係る鋼管柱、光ケーブル等の更新に係る行政財産目的外使用許可申請書では、「使用希望面積・数量等」の欄に区ごとの鋼管柱、光ケーブル等の数量の合計が記載されており、別紙にその所在地や設備ごとの使用数量などが記載されていた。そして、当該申請書の「使用希望面積・数量等」の欄では、駿河区の光ケーブルの合計数量が「68m」と記載されていたものの、その数量が鉛筆書きで「68m」を「138m」に訂正されており、訂正された数量で行政財産の目的外使用許可が行われていた。

その処理方法の過程について所管課に確認したところ、駿河区桃園町に設置されている光ケーブル70メートル分の申請が漏れていたことから、その内容を訂正した上で許可を行ったとのことであるが、当該光ケーブル70メートル分について、その所在地や設備の詳細が申請書及び別紙には記載されておらず、また、申請内容を補足する図面等の書類も添付されていないなど、不備のある申請について行政財産目的外使用許可書を交付していた。

【措置の状況】

ア 行政財産の目的外使用料の算定誤りについて

行政財産の目的外使用料の算定誤りがあった原因は、当該行政財産の目的外使用料の算定に当たっては、本来、建物の使用料の算式により算定すべきところ、前年度以前から誤って土地使用料の算式により算定しており、使用されている場所が建物の屋上であることも相まって、担当者を含めた決裁に関わる全ての職員が、その誤った算定方法に疑問を抱くことなく漫然と踏襲していたことによるものです。

指摘を受け、令和6年度の当該行政財産の目的外使用許可に係る使用料については、行政財産の目的外使用に係る使用料に関する条例の土地及び建物使用料の算式により算出したもので請求し、適正に処理しました。

今後同様の誤りが起きないように、処務事務お助けマニュアル(「公有財産の管理」の「行政財産の目的外使用に係る使用料について」)により、建物の屋上を目的外使用させる場合であっても建物使用料の算式を用いなければならないことを係内の職員に周知しました。

また、行政財産の目的外使用許可に係るチェックリストの内容を今回の指摘を踏まえて改正し、決裁の回議前に当該チェックリストを用いて担当者及び係内の別の職員の2人により①申請書の内容、②使用料の計算、③許可書の内容のそれぞれに不備がないかを確認し、チェックリストに確認者がサインをすることとしました。

さらに、決裁時にも同チェックリストを添付し、承認者ごとに上記①から③までの各項目を割り振り、各承認者は担当の項目を重点的に確認することで、複数の目で不備がないかを確認する体制を整えました。

イ 行政財産の目的外使用の手続の不備について

行政財産の目的外使用許可手続において、光ケーブル70m分の申請が漏れており、申請内容を補足する図面等の書類の添付もないまま、不備ある申請書にて行政財産目的外使用許可書を交付していた原因は、担当者の適正な事務処理の意識の欠如と、組織としてのチェック体制に不備があったものです。担当職員が前回許可時の申請書と比較をしている中で光ケーブル70m分の申請漏れに気が付きましたが、申請者に申請書を補正させることなく、申請者に口頭で正しい数量を確認し、その数量を申請書に鉛筆で補記をした上で、その補記に基づいて許可書が交付されていました。

指摘を受け、申請者に光ケーブル70m分を追加した正しい数量に申請書を補正させました。

今後同様の誤りが起きないように、行政財産の目的外使用許可に係るチェックリストを今回の指摘を踏まえて改正し、決裁の回議前に当該チェックリストを用いて担当者及び係内の別の職員の2人により①申請書、②使用料の計算、③許可書のそれぞれに不備がないかを確認し、チェックリストに確認者がサインをすることとしました。さらに、決裁時にも同チェックリストを添付し、承認者ごとに上記①から③までの各項目のうち重点的に確認する項目を割り振り、複数の目で不備がないかを確認する体制を整えました。

(13) 単独随意契約理由の合理性について〔道路保全課〕

【指摘事項】

市契約規則第29条第1項の規定によれば、随意契約によろうとするときは、予定価格が10万円を超えない場合を除き、なるべく2者以上から見積書を徴することとされており、委託業務等契約及び各種契約事務マニュアルによれば、その1者にしか業務履行ができない特別な事情がある場合でなければ、単独随意契約により業務を委託することはできないこととされている。

道路パトロール管理業務は、予定価格が10万円を超える業務であり、特別な事情がある場合でなければ、なるべく2者以上から見積書を徴する必要がある業務であるところ、業務実施に当たっては道路構造物に関する各種基準に精通し行政的知識と経験が必要であること、公的・中立の立場で業務を行えることを理由に、業務を履行できるのは当該業者以外にないとされていたが、その理由は抽象的で、客観的にその1者にしか業務履行ができないと判断することができず、その1者にしか業務履行ができない特別な事情があるとは認められないものであった。

市が行う契約事務の執行については公正な競争や透明性の確保が求められることから、単独随意契約を実施しようとする場合には疑義が生じることがないようにその理由を明確にしておかなければならず、明確な説明ができない場合には原則どおり2者以上から見積書を徴する必要があった。

【措置の状況】

令和5年度の道路パトロール管理業務において積算金額からすると2者以上から見積書を徴する必要があるものの単独随意契約とすると判断した理由は、業務実績があり、かつ、公益財団法人である当該業者は「特定の利害関係者に縛られることなく、公的・中立の立場でパトロール管理業務を実施できる唯一の機関」と判断し、これが単独随意契約を実施する理由として妥当であると認識していたことによるものです。

指摘を踏まえ、このような理由は、単独随意契約を実施する理由として妥当ではないと認識を改め、その1者にしか業務履行ができない特別な事情があることの理由を明確に説明できない場合は複数業者から見積書を徴取しなければならない旨を所属内で周知しました。また、課共有フォルダ内に保存してある当該業務担当者用資料に2者以上から見積書を徴するよう記載して引き継ぐこととし再発防止の徹底を図りました。

なお、令和6年度の道路パトロール管理業務においては、3者から見積書を徴取し、見積執行を実施しました。

(14) 根拠のない再委託の実施について〔清水道路整備課〕

【指摘事項】

本市が行う委託契約は、契約の相手方として特定の者を公正に選定した上で契約の履行確保を図るものであるため、その相手方以外の者に再委託をすることは原則として認められていない。例外として再委託が認められる場合には、その旨を契約書に明記して、手続を確実に行うこととされている。

しかし、道路安全施設管理業務（清水区）において、契約書には再委託を認める規定が設けられていなかったにもかかわらず、業務の一部である交通誘導業務が再委託されていた。

【措置の状況】

契約書には再委託を認める規定が設けられていなかったにもかかわらず、業務の一部である交通誘導業務が再委託されていた原因は、本業務では、契約書を作成する係と、委託業務の内容にかかる仕様書及び設計書を作成する係が別であり、業務内容の共有を行わなかった係間の連携不足と、決裁時における組織としての確認が不十分だったことによるものです。また、仕様書等を作成した係では、業務に再委託内容が含まれていることを把握していたものの、契約書にその旨を記載しなければならないことや、書面による承認手続が必要という、事務手続の知識が不足していました。

再発防止策として、今回の指摘事項及び再委託を認める場合に必要な手続について課内回覧で周知を行うとともに、当課のリスクチェックシートに「再委託の違反」のリスクに対する対策として、再委託を認めることができる業務の場合は契約書に再委託に関する条項を加え、また、書面での承認手続を行う旨を明記しました。また、次年度へ確実に引き継ぐため、業務概要書等に再委託に関する注意点を記載します。

なお、令和6年度業務の契約書第8条第2項には、「乙は、第三者に対し、委託業務の全部の実施を委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、委託業務の一部の実施について、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合はこの限りではない。」旨の記載をし、受託者から「再委託承認申請書」を受領し、書面による承認手続を行っています。

(15) 支出負担行為を経ない郵便切手及び収入印紙の購入について〔水道施設課〕

【指摘事項】

市水道事業及び下水道事業会計規程第190条第1項の規定によれば、支出予算を執行しようとするときは、あらかじめ支出負担行為伺書により、決裁を受けなければならないとされている。

しかし、郵便切手及び収入印紙の受入れ（購入）について、郵便切手等の受払簿の受入日（購入日）が支出負担行為伺書の決裁日より前の日付となっていたものがあり、支出負担行為伺書の決裁前に購入による受入れが行われていた。

【措置の状況】

郵便切手及び収入印紙について、支出負担行為伺書の決裁前に購入による受入れが行われていた原因は、郵便切手等の購入に伴う事務手続は、切手等の現物取得後に、数量等を管理する受払簿へ記入し、その後、支出負担行為伺書により決裁を受けるものであると、職員が誤った認識により事務処理を進めたことによるものです。

郵便切手等の購入の際、支出負担行為伺書の決裁時に、係長は納入予定時期、金種、枚数の確認を行うこととし、課内で周知しました。

認識を改めるため、適正な事務手続の執行について、上下水道経理課作成の支払事務資料「支出負担行為伺書、支出命令書の各日付の例」を再確認するよう課内職員に周知しました。

また、これらの対策が次年度以降に引き継がれるよう、当課のリスクチェックシートに「切手等の購入による支出負担行為の未起票」をリスクとして追加するとともに、上の対策を明記しました。

2 令和6年度工事監査

墜落による労働者の危険防止策の未措置について〔ごみ減量推進課〕

【指摘事項】

労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）第519条第1項によると、「事業者は、高さが二メートル以上の作業床の端、開口部等で墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのある箇所には、囲い、手すり、^罫覆い等（以下この条において「囲い等」という。）を設けなければならない。」とされており、同条第2項によると、「事業者は、前項の規定により、

囲い等を設けることが著しく困難なとき又は作業の必要上臨時に囲い等を取りはずすときは、防網を張り、労働者に要求性能墜落制止用器具を使用させる等墜落による労働者の危険を防止するための措置を講じなければならない。」とされている。

しかし、浸出水処理施設用地の「鉄筋挿入工引抜試験（受入試験）」の記録写真の状況を確認したところ、地上約35mの高さの法面の小段上の作業であるにもかかわらず、労働者に要求性能墜落制止用器具を使用させる等墜落による労働者の危険を防止するための措置を講じていなかった。

【措置の状況】

浸出水処理施設用地において、地上約35mの高さの法面の小段上の作業であるにもかかわらず、労働者に墜落による労働者の危険を防止するための措置を講じていなかった原因は、受注者の一部作業員が、要求性能墜落制止用器具の着用を失念していたことです。そのため、受注者に対して、要求性能墜落制止用器具の着用を失念しないための措置を講じるよう指導しました。

受注者からは、当該指摘事項について従業員へ周知するとともに、作業開始時の墜落制止用器具の着用確認体制を整備した旨の報告があり、これを確認しました。

3 令和6年度学校監査

(1) 理科準備室の薬品の管理について（5件）〔教育センター〕

【指摘事項】

ア 教育委員会の通知によれば、理科準備室で使用する薬品については、使用ごとに現物と薬品管理簿の残量が一致するよう管理することとされている。

しかし、現地調査実施日に二酸化炭素（一般薬品）の缶の残数確認を行ったところ実数は1本であったが、薬品管理簿には4本と記載されており、3本の使用が不記載であった。〈大谷小学校〉

イ 教育委員会の通知によれば、毒物及び劇物取締法第12条第1項（昭和25年法律第30号）の規定に基づき劇物の保管容器には、「医薬用外劇物」の文字を表示すべきところ、劇物である塩酸及び硫酸の容器にその表示がされていなかった。〈長田西中学校〉

ウ 教育委員会の通知によれば、理科準備室で使用する薬品については、使用ごとに現物と薬品管理簿の残量が一致するよう管理することとされている。

しかし、現地調査実施日に塩酸（劇物）の残量確認を行ったところ実測値は322グラ

ムであったが、薬品管理簿には332グラムと記載されており、10グラムの使用が不記載であった。〈南中学校〉

エ 教育委員会の通知によれば、理科準備室で使用する薬品については、8月、12月、3月に残量の定期点検を行うこととされており、その点検時には薬品管理簿に薬品の残量を記載することとされている。しかし、8月点検時において、アミラーゼ（一般薬品）の残量が不記載であった。〈南中学校〉

オ 教育委員会の通知によれば、理科薬品の毒物及び劇物の保管庫は、毒物・劇物専用のものが望ましいものの、校舎の構造上、一般薬品も収納しなければならない場合は、段を変えたり、ケースを使用したりして毒物及び劇物と一般薬品を区別することとされている。

しかし、一部の薬品について、劇物と一般薬品を区別せずに、同じ保管庫の同じ段に保管しているものがあつた。〈清水第四中学校〉

【措置の状況】

ア 該当する教科担当者に使用日を確認し、正しい使用日と残量を記入させました。その後、薬品管理簿の該当するページの写真を教育センターまで送付させ、電話で教頭と、薬品管理簿の該当する箇所が正しく修正されていることを確認しました。また、今後は使用の都度、薬品管理簿に漏れなく記載することを教頭と確認しました。

（令和6年12月20日に教育センター担当者が確認）

イ 該当する薬品容器の対応後の写真を教育センターまで送付させ、電話で教頭と、薬品容器の表示が正しく修正されていることを確認しました。

（令和6年12月20日に教育センター担当者が確認）

ウ 該当する教科担当者に確認したところ、塩酸の実測値が322gのところを332gと薬品管理簿に誤記入してしまったとのことだったため、正しい残量に修正させました。その後、薬品管理簿の該当するページの写真を教育センターまで送付させ、電話で教頭と、薬品管理簿の該当する箇所が正しく修正されていることを確認しました。また、今後は使用の都度、薬品管理簿に漏れなく記載することを教頭と確認しました。

（令和6年12月24日に教育センター担当者が確認）

エ 不記載であったアミラーゼを計量し、正しい残量を定期点検の欄に記入させました。その後、薬品管理簿の該当するページの写真を教育センターまで送付させ、電話で教頭と、薬品管理簿の該当する箇所が正しく修正されていることを確認しました。

(令和 6 年 12 月 24 日に教育センター担当者が確認)

オ 劇物薬品保管庫に入っていた一般薬品を、一般薬品保管庫に移動させました。その後、該当する保管庫の対応後の写真を教育センターまで送付させ、電話で教頭と、薬品が区別して適正に保管されていることを確認しました。

(令和 6 年 12 月 24 日に教育センター担当者が確認)

本件監査において指摘のあった事項の説明・周知徹底および再発防止を図るため、令和 7 年 4 月に実施予定の理科主任を対象とした理科安全指導研修会をはじめとした各研修会での説明、指導資料の再整備、コンテンツの作成、不用理科薬品の廃棄促進などを行います。(令和 7 年 2 月 21 日)

(2) 危険物の管理について〔教育施設課〕

【指摘事項】

教育委員会事務局が定めた事務処理の手引き中「危険物の管理に関するマニュアル」によれば、灯油、ガソリン等の燃料に類するもの等は危険物として取り扱うこととされており、危険物を保管する際には、取扱状況に関する使用簿により、残量と照合するなどして定期的な点検を行うこととされている。

しかし、倉庫に保管しているガソリン及び灯油については使用簿を作成していたものの、エンジンオイルについては使用簿が作成されていなかった。〈大川小中学校〉

【措置の状況】

該当校のエンジンオイルについて、使用簿の作成を確認しました。

また、全小中学校宛てに消防法上の危険物の管理徹底について周知を行い、防火管理者である教頭を中心に、各校で全職員に対する研修を行い、保管する危険物を再確認するよう依頼しました。

なお、今回の指摘事項を含め、学校事務が適正に執行されるよう、基準となる事務処理の手引きは、毎年度当初の事務担当職員研修時に配布するだけでなく、教頭会でも配布することとします。

(3) いじめ被害に係る報告について〔児童生徒支援課〕

【指摘事項】

教育委員会の通知によれば、いじめを覚知したときには直ちに教育委員会事務局に電

話により概要を報告し、発覚日から原則 1 週間以内に児童（生徒）事故報告書を提出することとされている。

しかし、令和 6 年 4 月から 8 月までの間に 2 件のいじめを確認していたが、軽微な段階で早期に発見できたこと、児童への指導や保護者への報告を覚知日のうちに完了できたこと、いじめが継続せずに解消したと判断したことを理由として、いじめを覚知したときに義務付けられている教育委員会事務局への電話連絡及び文書による報告を行っていなかった。〈南部小学校〉

【措置の状況】

令和 6 年 12 月 16 日、学校に対し、いじめを覚知したときには、その程度や経過にかかわらず、報告義務があることについて改めて指導した上で、この 2 件のいじめの報告を求めました。その結果、南部小は同年 12 月 16 日に 2 件のいじめ事故報告書を児童生徒支援課に提出しました。

今後の対策として、1 月の生徒指導担当者会において、いじめを覚知した場合はその程度や経過にかかわらず、直ちに児童生徒支援課へ一報を入れることや、覚知後 1 週間以内を原則として事故報告書を児童生徒支援課へ提出することについて、再度確認をしました。

毎年度、上記内容について、管理職に対して、会合の際に、周知していきます。

4 令和 6 年度出資団体監査

決算報告書の記載内容の誤りについて〔社会福祉法人静岡市しみず社会福祉事業団（障害福祉企画課）〕

【指摘事項】

拠点区分ひびきワークの引当金明細書の賞与引当金欄に、拠点区分うしおワークの賞与引当金の額が誤って記載されていたため、各拠点区分の引当金明細書の賞与引当金期末残高の合計額と法人単位貸借対照表及び社会福祉事業事業区分貸借対照表内訳表に記載の法人全体の賞与引当金の額が一致していなかった。

【措置の状況】

拠点区分ひびきワークの引当金明細書の賞与引当金の額が誤って記載されていた原因は、公認会計士による令和 5 年度の決算監査（法的に義務付けられているものではなく、団体において任意で行っているもの）において、当該箇所を含む複数の記載内容の

誤りを指摘された際、資料の修正及び差替えの対応の中で当該箇所の差替えが漏れてしまったことです。

団体における再発防止策として、令和 6 年度の決算監査から、会計士から修正を求められた際は、求められた修正内容及び対応状況を全て記録し、複数職員による決算資料と記録内容の照合を徹底する旨の報告があり、これを了承しました。

また、団体において令和 6 年度第 3 回理事会（令和 7 年 3 月 14 日開催）にて、指摘内容及び再発防止策を報告したことを確認しました。

5 令和 6 年度指定管理者監査

市の承認を受けていない業務の再委託について〔株式会社創造舎〕

【指摘事項】

静岡市工芸と歴史の体験施設「駿府匠宿」の管理に係る協定書第 8 条の規定によれば、「乙（指定管理者）は第三者に対し、条例第 14 条に規定する業務を委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲（静岡市）が指定した業務を委託する場合及び特別な理由がある場合で、あらかじめ甲の書面による承認を受けた場合は、この限りでない。」とされている。

しかし、指定管理者が第三者に委託した産業廃棄物収集運搬及び処分委託業務について、市が指定した業務に含まれていないにもかかわらず、市の承認を受けずに第三者に委託していた。

【措置の状況】

指定管理者が第三者に委託した産業廃棄物収集運搬及び処分委託業務（以下「本件業務」といいます。）について、市が指定した業務に含まれていないにもかかわらず、市の承認を受けずに第三者に委託していた原因は、指定管理者の担当者の認識の誤りによるものです。協定書を管理する担当者は本件業務が委託業務であると認識しておらず、また、実際に本件業務を行う担当者は、本件業務があらかじめ市が指定した業務に含まれていないことを認識していませんでした。

指摘を踏まえ、指定管理者に対して、担当者に協定書の内容を周知するよう指導しました。また、指定管理者から令和 7 年 1 月 10 日付けで本件業務に係る「指定管理業務の第三者への委託に関する承認について（依頼）」が提出されたため、「指定管理業務の第三者への委託に関する承認について（通知）」により追認しました。

令和 7 年度の本件業務の実施に当たっては、第三者委託の承認依頼が必要であることを指定管理者内で引き継ぐよう指導するとともに、指定管理者の後任担当者に対して直接説明しました。また、令和 8 年度以降は、指定管理に係る協定の更新に併せて、本件業務を市があらかじめ指定した業務に追加することとします。

静岡市監査公表第 7 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 38 第 6 項の規定により、静岡市長から措置を講じた旨の通知があったので、これを公表する。

令和 7 年 4 月 21 日

静岡市監査委員 深 澤 俊 昭

同 白 鳥 三和子

記

1 平成 30 年度包括外部監査（観光振興に関する施策に係る事務の執行について）

（1）備品（収蔵品）の管理について〔文化振興課〕

【指摘事項 43】

芹沢銈介美術館において、保管する工芸品・書画について年に 1 度行うべき、所蔵している物品と備品台帳との照合を行っていない。そのほとんどが市の重要備品であるにもかかわらず、管理ルールから逸脱している状況が継続している。ただし、工芸品などの性質上、年 1 度の現物確認は現実的ではないことに鑑みて、工芸品などの性質に応じた管理ルール（一定期間で全点を確認できるように、保管場所ごとに確認を行うなど）を定め、ルールに従った管理がなされる必要がある。

また、収蔵品の保管自体についても、保管場所を定めるなど適切に管理されることが必要である。

【措置の状況】

所蔵している物品（以下、収蔵品）については、静岡市物品管理規則に基づき、年に 1 度、備品台帳と照合する必要があります。

しかし、収蔵品の種類によっては、「陶磁器」のように厳重に保管され慎重な作業を要するものや、「染織物」や「書籍」のように折りたたまれているようなものもあり、照合のために必要な作業に多大な時間を要することから、年に 1 度の照合ができていませんでした。

この照合を実施していくためには、御指摘のとおり、一定期間で全点を照合できるように、収蔵品の保管場所や備品台帳を整理していくなど、収蔵品の管理方法自体を見直していく必要があります。

ただし、これには一定の時間を要することから、令和 3 年度に検討を行い、次のようなスケジュールをたて、収蔵品の点検、即ち収蔵品の所在及び状態確認と保管場所や備品台帳の整理を進めていくこととしました。

スケジュール

4 月上旬から 5 月中旬まで…作品の内、のれん、着物、本等の点検

7 月上旬から 8 月中旬まで…作品の内、参考資料（カレンダーや手紙等）の点検

10 月上旬から 11 月中旬まで…芹沢銈介の収集品（1 / 2）の点検

1 月上旬から 2 月中旬まで…芹沢銈介の収集品（2 / 2）の点検

また、令和 3 年度に管財課と収蔵品の検査について協議し、収蔵品のうち保管場所が定まっていない品については、令和 6 年度末までに整理を完了させることとしました。

令和 7 年度以降は、収蔵品の管理方法の見直しが完了した体制になることから、物品管理規則に基づいて、年に 1 度、上記のスケジュールに沿って収蔵品の照合を行います。

2 令和元年度包括外部監査（地方独立行政法人静岡市立静岡病院と静岡市立清水病院の財務事務の執行について）

（1）院内保育所について〔静岡市立清水病院〕

【指摘事項30】

清水病院の院内保育園にかかっている年間コストを通常保育の利用者 1 人当たりで単純に計算すると、市から、利用者 1 人に年間 197 万円の補助をしていることになる。院内保育所を利用しない職員との公平性を考えると、委託料（保育士の人数）と利用者数のバランスや、利用者の個人負担額の設定を見直す必要があるのではないかと考える。

利用者の増加に伴い、保育士も段階的に増やす必要があるが、間接的な経費もあるので、通常は、利用者数を増やした方が、利用者1人当たりのコストは低下するはずである。今まで、職員に対して院内保育所についてのアンケート調査を実施したこともないので、まずは、アンケート調査を実施して、保育時間の他に設備面などの改善すべき点や潜在的な需要を確認するべきである。

【措置の状況】

清水病院では、令和4年度末に看護師が多数退職し、病棟運営が困難な状況となっており、看護師確保・離職防止は当院における喫緊の課題となっております。

清水病院の院内保育園である、あいあい保育園の運営において、長期継続契約が更新となる令和4年度のタイミングで、それまで土曜保育と夜間保育の利用実績がなかったことから、これらの実施可能回数を半分とする仕様見直しを実施しました。一方、前述のとおり看護師確保が喫緊の課題である現状では、看護師があいあい保育園を利用しやすい環境を維持することは、看護師の働きやすさや離職防止に資すると考えております。保育料を値上げすることは利用控えにつながり、看護師の離職の一因となることが懸念されるため、個人負担額の見直しを行うことは困難であると判断しました。

あいあい保育園では、保育内容に関するアンケート調査を保育園利用者に毎年実施しているほか、潜在的な需要を確認するために令和4年度末に保育園を利用していない職員も含めた病院職員全体にもアンケート調査を実施しました。

保育園利用者からは、全体的に満足しているという結果を得ましたが、保育時間については受入時間の延長や預けられる日数の増など柔軟な対応への改善の要望があり、設備面でももう少し大きい部屋が欲しいというものがありませんでした。保育園を利用していない職員からは、勤務しやすい環境を整えてほしいという意見もいただき、また、これから利用を考えている職員から保育園運営に関する情報が欲しいという声もあったため、保育園からのお便りについて、看護部を始めとした関係部署にも提供するようにしました。

引き続き運営者と協議の上、保育時間について柔軟な対応に努めるとともに、設備面については、複数ある部屋を活用するなどして、スペースを確保した保育を行い、保育園の利用者増加に努めていきます。

(2) 院外保管庫のセキュリティ管理について〔静岡市立清水病院〕

【指摘事項33】

清水病院の院外保管庫には、紙カルテや処方箋の発行控えなどの個人情報保管されているが、悪意を持った者が容易に侵入できる状況にある。現状の使用を継続するのであれば、速やかに、警備会社のセキュリティを設置すべきである。

【措置の状況】

院外保管庫に保管していた個人情報を含む書類一式を、令和5年12月26日から警備会社のセキュリティ設備を設置した貸倉庫に移動しました。

3 令和5年度包括外部監査（委託契約に関する財務事務の執行について（これに伴う内部統制の整備状況及び運用状況を含む。））

(1) 単独随意契約の理由の記載箇所について〔危機管理課〕

【指摘事項6】

本件委託業務の実施に当たり、業者選定機関である部会への提出資料に単独随意契約の理由を含む業者選定理由を示すことは当然であり、これは実施されていた。一方で、委託契約マニュアルに基づく、単独随意契約の理由の記載の確保がなされていなかった点で不適切である。

同マニュアルが「見積結果表」に記載を求めた趣旨は、単独随意契約の理由が「静岡市における委託契約その他の各種契約に係る入札情報等の公開に関する要綱」に基づく公表の対象であり、これを示すための結果資料が「見積結果表」であるからである。

したがって、危機管理総室は、改めてマニュアルを確認し、その趣旨に沿った運用を適切に実施する必要がある。

【措置の状況】

担当者の認識不足及び承認者の確認不足により、同報無線（葵区・駿河区・清水区の一部）保守点検業務の実施に当たり、見積結果表に単独随意契約となった理由を記載していませんでした。

単独随意契約の理由の記載について、委託契約マニュアルの内容を課内の全職員に周知するとともに、係長を中心としたチェック体制を強化することとしました。

(2) 単独随意契約の理由の記載箇所について〔危機管理課〕

【指摘事項7】

【指定事項 6】と同様に、危機管理総室は、単独随意契約となった理由を「見積結果表」に記載し、マニュアルとおりの運用をする必要がある。

【措置の状況】

担当者の認識不足及び承認者の確認不足により、デジタル移動通信系防災無線保守点検業務の実施に当たり、見積結果表に単独随意契約となった理由を記載していませんでした。

単独随意契約の理由の記載について、委託契約マニュアルの内容を課内の全職員に周知するとともに、係長を中心としたチェック体制を強化することとしました。

(3) 再委託可否に関する記載内容の相違について〔危機管理課〕

【指摘事項 8】

本件委託業務の場合、危機管理総室による再委託承認手続は実施されているが、委託契約書上は再委託が例外なく認められないという定めになっており、契約書記載内容と事実が相違してしまっている点で不適切である。

また、契約書本体と別添である個人情報の保護に関する取扱仕様書が整合していない点も不適切な契約書類の記載であるといえる。

したがって、危機管理総室は、再委託の承認手続をすることのみならず、これに当たって今一度契約書類の条項及び別添書類の整合性を含む重要書類の正確性を確保するように管理する必要がある。

【措置の状況】

担当者及び承認者の確認不足により、再委託に関する条項の不備に気がませんでした。

再委託を認める委託契約の場合は、事業決裁にその旨を記載するほか、条項の引用元や引用先を確認するなど、関係書類の整合性及び正確性を確保するため、係長を中心としたチェック体制を強化することとしました。

(4) 再委託先から徴収する再委託契約書の確認について〔危機管理課〕

【指摘事項 9】

地方公共団体の契約は、契約の相手方として特定の者を公正に選定した上で、契約の履行確保を図るものであり、その相手方以外の者に契約を履行させることである再委託

は、原則として、適切な履行の観点及び経済的合理性や効率性の観点からは認めることができないものである。

もつとも、例外として、業務の性質や相手方の特殊性から、契約の履行確保を図るために社会通念上妥当であると認められる場合に限り再委託が認められており、委託契約マニュアルにおいても、厳格な要件が定められている。

これらを踏まえると、再委託先による更なる委託（いわゆる、再々委託契約）は、認められない。

しかしながら、【現状】に記載した再委託契約書第 4 条の文言に照らすと、委託先の承諾さえあれば、再々委託契約が実施可能であるとの契約内容になっており、少なくとも当事者の故意又は誤認により再々委託契約が生じてしまうリスクが温存されていると言わざるを得ず、不適切な契約書類の記載であるといえる。

市は、再委託承認の際の「再委託承認書」に、委託先に対し、再委託先による再々委託を禁止することを条件として記載していることや、これを踏まえて委託契約マニュアルにおいて、再委託に関する契約書又は請書の写しを入手することとした趣旨等に鑑みると、危機管理総室は、入手した再委託契約書を適切に確認し、市として不適切と認める条項等がある場合にはこれを差し戻して、委託事業者に修正させる、又は、あらかじめ市として「再委託承認書」の条件に抵触するような事項は再委託契約上に定めてはならない旨などを伝達して適切な再委託契約書の提出をするように指示又は指導する必要がある。

【措置の状況】

担当者及び承認者の確認不足により、再委託契約書に、実質的に再々委託契約が実施可能である条項が記載されているという不備に気がつきませんでした。

再委託の承認の際には、承認申請書の記載内容はもとより、添付された契約書の写し等関係書類の整合性が取れているか係長を中心に確認し、不備がある場合には業者に対して是正を求めることとしました。

(5) 積算根拠の在り方について（業者からの参考見積）〔危機管理課〕

【指摘事項10】

委託契約マニュアルにおいては、積算方法として、業者から参考見積を徴取し、それを精査して積算根拠とする場合には、「なるべく 2 者以上から参考見積依頼をすること」

とされているが、本件委託業務は1者のみからの参考見積をそのまま積算価格（予算と同額）に採用しており、複数業者からの参考見積を基に室として十分な精査を行っているとは言い難く、マニュアルの趣旨に合致した積算ができているとは言えない。

委託業務の積算においては、より慎重かつ精度の高い積算を行う必要があることから、危機管理総室は、マニュアルの趣旨に従って2者以上から参考見積を徴取するとともに、その比較衡量等により、適切に精査を行った上で、積算価格を定める必要がある。

また、本件委託業務は「設計業務等標準積算基準書」（国土交通省）を基礎としていることを事業者から聴取しているとのことであるが、当該参考見積を採用する場合には、その作成条件が業務に合致しているかどうかを含め、個別具体的な内容を把握した上で、積算資料において、積算根拠に使用できると判断した根拠を示して説明責任を果たす必要がある。

【措置の状況】

参考見積書の徴取に当たっては、なるべく2者以上から参考見積依頼をすべきでしたが、過去の実績や類似例がなく、どのような業者に参考見積を依頼するか検討する時間的余裕も無かったため、1者のみからの参考見積を積算価格に採用してしまいました。

令和6年度における委託業務の実施に当たっては、委託契約マニュアルに従い2者以上へ参考見積の提出を依頼しました。そして、2者以上の参考見積を比較衡量等により適切に精査を行った上で積算価格を定め、予定価格調書を作成することとしました。

また、積算資料の記載内容については、技術士単価の引用元や理由など積算に要した情報について明記していきます。

(6) 再委託可否に関する記載内容の相違について〔危機管理課〕

【指摘事項11】

本件委託業務の場合、実際に再委託は行われていないが、再委託に関する規定が契約書と個人情報の保護に関する取扱仕様書で不整合が生じていることで、再委託の可否が不明瞭となっている。

再委託可否に関して、各契約書類間の記載内容を整合させる必要がある。

【措置の状況】

今回の不備は、委託契約書と個人情報の保護に関する取扱仕様書との整合性を確認せずに契約したことによるものです。

委託契約書作成時には、条項の引用元や引用先を確認するなど、関係書類の整合性及び正確性を確保するため、係長を中心としたチェック体制を強化することとしました。

(7) 積算根拠の在り方について（客観的な積算資料の作成）〔DX推進課〕

【指摘事項12】

単価について、公共工事の設計業務委託の単価を用いているが、仕様書に記載されている本件委託業務の内容である、①静岡市の社会経済において直面する課題、各関係団体の課題やニーズ、スマートシティを推進するために必要な事項等のヒアリング調査、②スマートシティのビジョン策定、③スマートシティ推進団体の設立運営、④スマートシティの具体的な事業モデルの検討は、明らかに公共工事と異なり、当該単価を用いることに直ちに根拠があるとは言い難いため、当該算定が他の方法よりも合理的であると判断しているのであれば、その根拠を積算資料において示す必要がある。

日数について、必要な人員数や日数が仕様書と積算資料を見ても明らかではない。デジタル化推進課が業務について相談した事業者から口頭で聞き取っている会議の回数など、積算に必要な数値及び内容について、他者が客観的に事後的に検証できる程度には積算資料に記載すべきである。

その他原価については、設計業務等標準積算基準書の考え方に基づいて、「(直接人件費×35%/ (1-35%))」と算定しているが、その他原価の内訳や当該事業への適合性は不明である。まず、仕様書においてその他原価として必要な項目について、可能な限り客観的に明示すべきである。そのうえで、積算資料においても当該原価の構成要素に基づき、適切な積算を行っていることを明示すべきである。

一般管理費についても、設計業務等標準積算基準書の考え方に基づいて「((直接人件費+その他原価) ×35%/ (1-35%))」と算定しているが、一般管理費として、合理性をもって説明可能かどうかについては、疑問である。

したがって、各積算内容がどのように見積もられているか、設計業務等標準積算基準書等を参考にすることの適合性についても、仕様書及び積算資料において、一定の説明がなされる必要がある。

【措置の状況】

単価について

今回の委託業務の積算においては、事業者から徴取した参考見積の単価及び積算内容、

業務内容の聞き取りを踏まえ、本業務に類似するコンサルティング型業務として、国交省の示す設計業務委託等技術者単価（以下「設計業務委託単価」という。）を参考に積算根拠を作成することが合理的であると判断しました。

しかし、積算資料上、客観的に設計業務委託単価を積算に活用することの妥当性を判断できる情報が不足していたことから、今後同様のケースにおいては、事業者からの参考見積の徴取に加え、他都市における同様業務の契約金額の精査を含む市場調査を実施し、委託単価データを収集することで、適正な単価を算定し、設計業務委託単価の活用の合理性も踏まえ、積算資料に詳細な根拠を記載することとしました。

日数について

仕様書と積算資料において、具体的な人員数や日数が明確に示されていないため、過去の同様事業や事業者から得た情報を参考にして、会議の回数や必要な人員数、日数を積算資料に詳細に記載することとしました。

その他原価について

その他原価の算定方法において、内訳や事業への適合性が不明であったため、仕様書においてその他原価として必要な項目を明示し、積算資料において、当該原価の構成要素に基づき適切に積算されていることを明示することとしました。

一般管理費について

一般管理費の算定方法については、設計業務等標準積算基準書の考え方に基づいて算出しましたが、その適合性を検討し、積算資料において、その妥当性についての説明を追加することとしました。

(8) 検収した重要情報の管理について〔DX推進課〕

【指摘事項13】

本件委託業務の受託者が提供している証明書発行アプリケーションに管理者としてログインすれば、端末が庁内の無線LAN接続するための証明書を発行できるという点で、当該アプリケーションの管理者IDやパスワードは、情報セキュリティ上の特権的なアクセス権限の一つである。

静岡市のセキュリティポリシーにおいては、このような特権的なアクセス権限に係るID及びパスワードは「厳重に管理」することとされているが、現状はこのID及びパスワードが記載された簿冊は、システム管理課の執務室において一般的な鍵付きのロッ

カーに保存されている状況である。

確かに、システム管理課は他の所属とは異なり、執務室自体に鍵がかかるようになっているため、勤務時間外に部外者が入室して施錠されたロッカーの中を見ることは一定程度困難である。

しかし、勤務時間中の執務室は解放されており、庁内の者の入室は比較的容易であることから、本件委託業務によって検収した重要情報を「厳重に管理」し、情報の漏洩リスクを防止する観点で、現在の管理方法が十分に適切なものであるかどうかについては疑問である。

この点、実際の静岡市市政総合ネットワークへの接続については、これ以外のアクセス権限も必要となることから、市のネットワークセキュリティ全体を疑問視するものではないが、より強力なセキュリティ対策を講じるという観点からは、システム管理課は現状の無線LAN接続の証明書発行アプリケーションに係る情報の管理方法を見直す必要がある。

【措置の状況】

当課には、生体認証により保護されたエリア（以下「保護エリア」という。）が設置されています。この保護エリアへは生体認証システムに登録された限定職員のみ入室が許可されていること、また、同システムのログ管理機能により入退室職員のID及び入退室時間が記録されていること等、セキュリティが確保されている場所となっています。

今回の御指摘を受け、当該簿冊を含む重要書類については、執務室内の鍵付きロッカーから当該保護エリアにある保管庫に移動し、より厳重な管理下に置くこととしました。

(9) 事業者選定条件の適切性について〔DX推進課〕

【指摘事項14】

セキュリティ監査と研修以外に、緊急時に市の対応組織の運用や証拠保全のための現地調査の支援対応をすることを理由として、静岡市内に公認情報セキュリティ監査人が常駐していることを要件としているが、地理的に静岡市は東京・名古屋・神奈川、又は、同じ県内の浜松等の大都市から短時間で通える距離にあり、緊急時の対応の観点で市内に常駐することは必須要件とは言い難い。また、緊急時に他都市の担当者が対応できないような即時性のある証拠保全の対応を行うことについてまでは仕様書にも契約書にも記載されていない。

また、本件委託業務を行える事業者が 1 者しかいないことが事実であれば、当該事業者が受託できないような事態になった場合、それ自体が市のセキュリティ監査体制の持続性に係るリスクであるといえる。

したがって、システム管理課は、今一度業務の本質的な目的に照らして単独随意契約理由について検討する必要がある。

また、結果的に合理的な理由がない場合は、原則として競争性を確保した調達方法に切り替える必要がある。

【措置の状況】

当該業務については、令和 6 年度の事業実施において契約方法を複数者の見積りによる随意契約に変更し、競争性を確保した調達方法としました。

また併せて、見積参加者の選定条件として、①セキュリティ監査の資格所持と②東海地方の自治体を対象に監査が実施できることを設定し、業務遂行に必要な技術力を担保することとしています。

今後は、今回の御指摘を踏まえ、引き続き競争性を確保できるよう適正な業者を選定することとしました。

(10) 事業者選定条件の適切性について〔DX推進課〕

【指摘事項15】

地方公共団体の契約は、一般競争入札が原則であり、随意契約の中でも単独随意契約は特に例外的な業者選定方法であり、やむを得ない場合に限り適用すべき方法である。

システム管理課は、「自社開発の IT 資産管理システムを所有せず、公平・中立な立場から IT 資産管理適正化支援業務を実施できること。」を本件委託業務実施の条件としている。しかしながら、自社開発の IT 資産管理システムを所有していることが、直ちに公平・中立な立場から業務を実施するうえでの支障になるという説明については疑問であり、むしろ、システム開発を通じた IT 資産管理の知識経験を有していると考えられる。

そのため、株式会社クロスビートも業務を実施できる者に該当する余地があると考えられるが、これを除外している理由が管理文書上明確とは言えない。また、みのり監査法人を除外している理由も同様である。

したがって、システム管理課は、本件委託業務を単独随意契約にて実施するのであれ

ば、市の設定する要件に合致した 1 者を示すだけでなく、他に該当する業者が存在しないと判断した理由について自らが十分に検証を行ったことを明確に記録する必要がある。

また、結果的に十分な検証ができないのであれば、原則として競争性を確保した調達方法に切り替える必要がある。

【措置の状況】

当該業務については、令和 4 年度を最後に委託による事業実施をやめ、令和 5 年度からは当課職員による IT 資産管理監査に切り替えたため、現在は調達事務を行っていません。

今後は、他事業につきましても、今回の御指摘を踏まえて、適正な業者を選定することとしました。

(11) 積算根拠の在り方について（業者からの参考見積）〔財政課〕

【指摘事項16】

委託契約マニュアルにおいては、積算方法として、業者から参考見積を徴取し、それを精査して積算根拠とする場合には、「なるべく 2 者以上から参考見積依頼をすること」とされているが、本件委託業務は 1 者のみからの参考見積をそのまま積算価格（予算と同額）に採用しており、複数業者からの参考見積を基に課として十分な精査を行っているとは言い難く、マニュアルの趣旨に合致した積算ができているとは言えない。

委託業務の積算においては、より慎重かつ精度の高い積算を行う必要があることから、財政課はマニュアルの趣旨に従って 2 者以上から参考見積を徴取するとともに、その比較衡量等により、適切に精査を行ったうえで、積算価格を定める必要がある。

【措置の状況】

令和 6 年度における委託業務の実施に当たり、委託契約マニュアルの趣旨に従い 2 者へ参考見積の提出を依頼し、4 月 25 日にこれを徴取しました。

2 者の参考見積を比較衡量等により適切に精査を行ったうえで積算価格を定め、5 月 27 日に予定価格調書を作成しました。

(12) 「暴力団排除に関する宣誓書兼同意書」等の入手及び契約課提出について〔公営競技事務所〕

【指摘事項17】

委託契約マニュアルにおいて、契約課への「暴力団排除に関する宣誓書兼同意書」等の提出の必要性は明記されており、市として必要な反社チェックを完遂しないまま、契約業務を遂行することは不適切である。

したがって、公営競技事務所は、「暴力団排除に関する宣誓書兼同意書」等を入手するにとどめず適切に契約課に提出するところまでを管理する必要がある。

【措置の状況】

暴力団排除に関する誓約書兼同意書は受領していましたが、契約課への提出を失念していたことから、誓約書兼同意書の受領及び契約課への提出状況に関するチェックリストを作成しました。

今回の御指摘を踏まえて、今後は誓約書兼同意書を契約課へ提出する際に、担当者と係長がチェックリストを使用し、必要となる誓約書兼同意書が全てそろっていることを事前に確認します。

(13) 再委託先から徴収する再委託契約書の確認について〔公営競技事務所〕

【指摘事項18】

地方公共団体の契約は、契約の相手方として特定の者を公正に選定したうえで、契約の履行確保を図るものであり、その相手方以外の者に契約を履行させることである再委託は、適切な履行の観点からは認めることはできないものである。しかし、例外として業務の性質や相手方の特殊性から、契約の履行確保を図るために社会通念上妥当であると認められる場合に限り、再委託を認めている。この点、委託契約マニュアルにおいても、厳格な要件が定められている観点からは、再委託先による更なる委託（いわゆる、再々委託契約）などというものは、市としては当然に認めていないものとなる。

しかしながら、上記のような再委託契約文言に照らすと、実質的に再々委託契約が実施可能と読み取ることができる状況であると言わざるを得ず、当事者の故意又は誤認により再々委託契約が生じてしまうリスクが温存されており、不適切な契約書類の記載であるといえる。

委託契約マニュアルにおいて、再委託に関する契約書又は請書の写しを入手することとした趣旨に鑑みると、公営競技事務所は、入手した再委託契約書を適切に確認し、市として不適切と認める条項等がある場合にはこれを差し戻して、委託事業者に修正させ

なければならない。又は、あらかじめ市として不適切とする事項を伝達して適切な再委託契約書の作成と提出をするように指示又は指導する必要がある。

【措置の状況】

再委託先34社のうち、30社の再委託契約書において、実質的に再々委託契約が実施可能と読み取れる条項があったことは、再委託契約書の内容の確認不足によるものです。

委託事業者に対して、再々委託契約は認めていないことを改めて指導したうえで、令和6年度の事業に係る再委託契約書の該当する条項が削除されていることを確認しました。

今回の御指摘を踏まえて、今後は再委託契約書に再々委託契約が実施可能と読み取ることができる内容がないか事前に確認します。

(14) 再委託先から徴収する再委託契約書の準用規定の確認について〔公営競技事務所〕

【指摘事項19】

この件についても、委託契約マニュアルにおいて、再委託に関する契約書又は請書の写しを入手することとした趣旨に鑑みると、公営競技事務所は、入手した再委託契約書を適切に確認し、市として必要な条項等の有無を把握し、不足や条項の規定方法に修正すべき箇所がある場合にはこれを差し戻して、委託事業者に修正させなければならない。又は、あらかじめ市として再委託契約においても遵守すべきとする事項を伝達して適切な再委託契約書の作成と提出をするように指示又は指導する必要がある。

特に本件委託業務は、委託事業者との基本契約の条項を準用するとしても、実務上34件もある再委託先の全てに当該基本契約書を共有することは想定されていない。これに鑑みると、各再委託契約に準用規定を設けること自体が現実的ではないことから、個別の再委託契約書が市として認めうる内容になっているかどうかについて確認したうえで、必要に応じて適切な指示や指導を行う必要がある。

特に「個人情報の保護に関する事項」や、「暴力団排除に関する事項」については、再委託先においても十分に遵守すべき重要な事項であることから、再委託契約書に関するチェックや指導体制についても再検討を要するものとする。

【措置の状況】

今回の御指摘を踏まえて、基本契約の次回更新となる令和8年度から再委託に関する準用規定を削除します。今後は、「個人情報の保護に関する事項」や「暴力団排除に関する事項」

る事項」といった再委託契約書に市として必ず設けるべき条項が盛り込まれていることを事前に確認することとし、条項に不足がある場合は、担当の係から指導することとします。

また、個人情報の保護に関する規定がなかった3件のうち、令和6年度も継続して再委託契約をしている2件については、新たに個人情報の保護に関する規定を追加するよう指導し、「個人情報の保護に関する事項」が規定されていることを確認しました。

これに加えて、令和6年度に再委託を承認するに当たっては、「暴力団排除に関する事項」が規定されていることを確認しました。

(15) 積算根拠の在り方について（事業団の管理運営費）〔公営競技事務所〕

【指摘事項20】

本件委託業務において、事業団の収支と委託料の関係から判断して、実質的に当該委託料が事業団の収入の95%超を占めており、委託料の内訳としても、役員報酬（役員給与）をはじめ、消耗品費等のように、結果的に事業団という組織の管理運営費を含む全体的な収支が本件委託料によって賄われるように設計されている状況である。

この点、委託業務の適正な対価と委託先である事業団の運営費用の関係性が曖昧になっているため、委託料は本来、契約及び仕様書上の業務を遂行するために必要な費用を個別に積み上げて算出すべきものであることに鑑みると、不適切な積算である。

したがって、公営競技事務所は、現状の積算方法を見直し、委託業務として適正な対価を算定する必要がある。

【措置の状況】

積算根拠の中の役員報酬（役員給与）や消耗品費といった管理運営費と捉えられかねない項目について、実態は人件費等の委託業務の対価として必要な積算であることから、令和6年度の事業に係る積算より、役員報酬（役員給与）を人件費（作業員）、消耗品費を選手用消耗品類（茶・日用品等）へ項目の名称を改めました。

(16) 単独随意契約の理由の記載箇所について〔公営競技事務所〕

【指摘事項21】

本件委託業務の実施に当たり、業者選定機関である部会への提出資料に単独随意契約の理由を含む業者選定理由を示すことは当然であり、これは実施されていた。一方で、

委託契約マニュアルに基づく、単独随意契約の理由の記載の確保がなされていなかった点で不適切である。

同マニュアルが「見積結果表」に記載を求めた趣旨は、単独随意契約の理由が「静岡市における委託契約その他の各種契約に係る入札情報等の公開に関する要綱」に基づく公表の対象であり、これを示すための結果資料が「見積結果表」であるからである。

したがって、公営競技事務所は、改めてマニュアルを確認し、その趣旨に沿った運用を適切に実施する必要がある。

【措置の状況】

見積結果表への単独随意契約の理由の記載を失念しておりました。

今回の御指摘を踏まえて、改めて課内職員に対して、「見積結果表」に単独随意契約の理由の記載を求める趣旨を含め、適正な事務の執行を指導しました。

今後は、委託契約マニュアルを確認しながら、適正な事務処理を行います。

(17) 再委託先から徴収する再委託契約書の確認について〔公営競技事務所〕

【指摘事項22】

地方公共団体の契約は、契約の相手方として特定の者を公正に選定したうえで、契約の履行確保を図るものであり、その相手方以外の者に契約を履行させることである再委託は、適切な履行の観点からは認めることはできないものである。しかし、例外として業務の性質や相手方の特殊性から、契約の履行確保を図るために社会通念上妥当であると認められる場合に限り認められているものであり、委託契約マニュアルにおいても、厳格な要件が定められている観点からは、再委託先による更なる委託（いわゆる、再々委託契約）などというものは、市としては当然に認めていないものとなる。

しかしながら、上記のような再委託契約文言（2項ただし書）に照らすと、実質的に再々委託契約が実施可能と読み取ることができる状況であると言わざるを得ず、当事者の故意又は誤認により再々委託契約が生じてしまうリスクが温存されており、不適切な契約書類の記載であるといえる。

委託契約マニュアルにおいて、再委託に関する契約書又は請書の写しを入手することとした趣旨に鑑みると、公営競技事務所は、入手した再委託契約書を適切に確認し、市として不適切と認める条項等がある場合にはこれを差し戻して、委託事業者に修正させなければならない。又は、あらかじめ市として不適切とする事項を伝達して適切な再委

託契約書の作成と提出をするように指示又は指導する必要がある。

【措置の状況】

再委託契約書において、実質的に再々委託契約が実施可能と読み取れる文言があったことは、再委託契約書の内容の確認不足によるものでした。

委託業者に対して、再々委託契約は認めていないことを改めて指導した上で、令和6年度の事業に係る再委託契約書の該当する文言が削除されていることを確認しました。

今回の御指摘を踏まえて、今後は再委託契約書に再々委託契約が実施可能と読み取ることができる内容がないか事前に確認します。

(18) 再委託先から徴収する再委託契約書の準用規定の確認について〔公営競技事務所〕

【指摘事項23】

この件についても、委託契約マニュアルにおいて、再委託に関する契約書又は請書の写しを入手することとした趣旨に鑑みると、公営競技事務所は、入手した再委託契約書を適切に確認し、市として必要な条項等の有無を把握し、不足や条項の規定方法に修正すべき箇所がある場合にはこれを差し戻して、委託事業者に修正させなければならない。又は、あらかじめ市として再委託契約においても遵守すべきとする事項を伝達して適切な再委託契約書の作成と提出をするように指示又は指導する必要がある。

特に今回、明記が漏れていた条項は第13条「個人情報保護に関する事項」、第17条「市長への報告」と再委託先においても十分に遵守すべき重要な事項と考えられるものである。このような観点からも再委託契約書に関するチェックや指導体制についても再検討を要するものとする。

【措置の状況】

市と委託先との契約書に規定されていた再委託契約書に準用すべき条項のうち、「個人情報保護に関する事項」及び「市長への報告」の明記が漏れていたため、委託事業者に指示し、令和6年度の事業に係る再委託契約書へ当該条項が追加されたことを確認しました。

今後は再委託契約書に市として必ず設けるべき条項が盛り込まれていることを事前に確認します。

(19) 積算根拠の在り方について（十分な精査）〔市民自治推進課〕

【指摘事項24】

委託契約マニュアルによれば、積算方法について、市が設定した積算基準を適用するほか、「業者からの参考見積を徴取し、それを精査して積算根拠とする」と定められている。

本件委託業務は単独随意契約であり、価格の競争原理が働かないことから、業者からの参考見積をそのまま積算価格とするのではなく、価格の内訳について十分に精査する必要がある。

この点、本件委託業務は委託業者からの参考見積書について、その具体的な内訳明細について業者に聴取できておらず、かつ、課内での検証についても過去の同種業務の積算金額を参照しているのみで、業務のための積算の内訳確認を行っていないため、業者からの参考見積書について、十分な精査ができていたとは言い難い状況であり、不適切な対応である。

そのため、市民自治推進課は、業者からの参考見積の入手に加えて、その内訳明細について、業者からの聴取や課内での積算等、十分な精査を行ったうえで積算根拠とする必要がある。

また、同種業務として参照した臨時特別給付金委託業務の積算方法については、人件費は単価×時間×人数で積算し、直接経費は個別費用として積算が行われている。一方で一般管理費については上記経費合計金額の10%とされており、当該積算方法となっている理由や10%を採用している根拠が不明確である。

そのため、不明瞭な積算を防止する観点から、市民自治推進課は、一般管理費として想定している項目について、過年度における実績等、個別具体的な内容を把握するなど、合理的に説明可能な水準を確保した上で、実務的に効率的な算定方法を採用し、積算金額を決定する必要がある。

【措置の状況】

当該業務については、令和4年度に電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい住民税非課税世帯に対し、緊急支援給付金を支給したものです。

不適切な事項が発生した原因としては、実施までに至急を要する業務であったことから精査が十分でなかったことが考えられます。

今後は、今回の指摘事項を踏まえて、今回の業務のような臨時的かつ実施までに至急

の対応を要する業務であっても、課内で実施している他の委託業務と同様に課内での積算や業者からの聴取等により十分な精査を行った上で積算根拠を決定していくこととしました。

- (20) 個人情報に関する契約書条項及び「個人情報の保護に関する取扱仕様書」について〔歴史文化課〕

【指摘事項25】

歴史文化課は、再委託契約等を受諾する際、再委託時の契約書等に委託契約書の個人情報の保護に関する規定を準用する旨を明記する必要があることを、受託者に対して周知・徹底を図る必要がある。

【措置の状況】

再委託を認める業務委託において、再委託契約等を受諾する際は、再委託時の契約書等に個人情報の保護に関する規定を準用する旨を明記する必要があることを、課員全員に周知しました。

その上で、今後、再委託を認める業務を発注する場合は、受託者に対し契約書への明記を徹底するよう、都度指示していくこととし、再委託時の契約書等の写しの提出を受けた際は、業務担当者及び係長が確認した上で課内供覧することとしました。

また、今回の指摘事項を踏まえ、リスクチェックシートの見直しを実施し、当該措置事項の対応策等について、今後も引き継いでいくこととしました。

- (21) 個人情報に関する契約書条項及び「個人情報の保護に関する取扱仕様書」について〔歴史文化課〕

【指摘事項26】

歴史文化課は、再委託契約等を受諾する際、再委託時の契約書等に委託契約書の個人情報の保護に関する規定を準用する旨を明記する必要があることを、受託者に対して周知・徹底を図る必要がある。

【措置の状況】

再委託を認める業務委託において、再委託契約等を受諾する際は、再委託時の契約書等に個人情報の保護に関する規定を準用する旨を明記する必要があることを、課員全員に周知しました。

その上で、今後、再委託を認める業務を発注する場合は、受託者に対し契約書への明記を徹底するよう、都度指示していくこととし、再委託時の契約書等の写しの提出を受けた際は、業務担当者及び係長が確認した上で課内供覧することとしました。

また、今回の指摘事項を踏まえ、リスクチェックシートの見直しを実施し、当該措置事項の対応策等について、今後も引き継いでいくこととしました。

(22) 「暴力団排除に関する宣誓書兼同意書」等の入手及び契約課提出について〔ごみ減量推進課〕

【指摘事項27】

委託契約マニュアルにおいて、契約課への「暴力団排除に関する宣誓書兼同意書」等の提出の必要性は明記されており、市として必要な反社チェックを完遂しないまま、契約業務を遂行することは不適切である。

したがって、ごみ減量推進課は、必要書類を確実に入手し、適切に契約課に提出するところまでを管理する必要がある。

【措置の状況】

災害により突発的に発生した業務のため課内体制を整えることができず、確認不足により必要書類を全てそろえないまま契約業務を遂行してしまいました。当該業務については、例年実施する業務ではなく、令和6年度の実施はありませんが、委託業務全般に該当する事項であるため、当課のリスクチェックシートに当該事項に係る項目を追加しました。

今後は今回の御指摘を踏まえて、当課で実施する全ての委託業務について、契約時にリスクチェックシートによる確認を行い、添付書類等入手すべき書類の収受について漏れがないか、各係内において複数人でチェックする体制を整え、引き続き適切な契約業務を実施することとしました。

(23) 個人情報の保護に関する規定の再委託先への準用について〔ごみ減量推進課〕

【指摘事項28】

本件委託業務は、契約書の別紙である個人情報の保護に関する取扱仕様書において、業務の再委託をする場合には、再委託先と締結する契約に係る契約書等に個人情報の保護に関する規定を準用する旨を明記しなければならないと記載されているが、再委託先

との契約書上には当該記載がなく、不整合が生じている。

本件委託業務は実際には個人情報を取り扱う業務ではないが、ごみ減量推進課は契約内容遵守の観点から、再委託先との契約内容にも個人情報の保護に関する規定を準用する旨を明記すべきである。若しくは、個人情報の取扱いが無いことが明確な場合には、あらかじめ記載を削除することが妥当かどうか、法務部門や個人情報の所管部門等に問合せを行い適切な対応を取ることが必要である。

【措置の状況】

「個人情報の取扱いが無いことが明確な場合には、あらかじめ記載を削除することが妥当かどうか」については、政策法務課及び個人情報の所管部門である総務課に、個人情報の取扱いが無いことが明確な場合にはあらかじめ該当項目の記載の削除をして構わない旨、確認しました。また、当該業務については、例年実施する業務ではなく、令和6年度の実施はありませんが、委託業務全般に該当する事項であるため、当課のリスクチェックシートに当該事項に係る項目を追加しました。

今後は今回の御指摘を踏まえて、当課で実施する全ての委託業務について、契約時にリスクチェックシートによる確認を行います。また、業務内容に個人情報の取扱いがあり、個人情報の保護に関する規定を記載する場合には、再委託先との契約内容にも個人情報の保護に関する規定を準用する旨を明記することとし、引き続き適切な契約事務を実施することとしました。

(24) 再委託先から徴収する再委託契約書の確認について〔ごみ減量推進課〕

【指摘事項29】

地方公共団体の契約は、契約の相手方として特定の者を公正に選定した上で、契約の履行確保を図るものであり、その相手方以外の者に契約を履行させることである再委託は、適切な履行の観点からは認めることはできないものである。しかし、例外として業務の性質や相手方の特殊性から、契約の履行確保を図るために社会通念上妥当であると認められる場合に限り、再委託を認めている。この点、委託契約マニュアルにおいても、厳格な要件が定められている観点からは、市が把握することのできない再委託については、当然に認められないことになる。

しかしながら、現状の株式会社建設技術研究所と株式会社埼玉環境サービスの間で適用される契約約款には、再委託承認書で事前承認されている範囲を超えるさらなる再委

託が可能と読み取られる条項が含まれているため、当事者の故意又は誤認により更なる委託契約が生じてしまうリスクが温存されており、不適切な契約書類の記載であるといえる。

委託契約マニュアルにおいて、再委託に関する契約書又は請書の写しを入手することとした趣旨に鑑みると、ごみ減量推進課は、入手した契約書類を適切に確認し、市として不適切と認める条項等がある場合にはこれを差し戻して、委託事業者に修正させなければならない。又は、あらかじめ市として不適切とする事項を伝達して適切な再委託契約書等の作成と提出をするように指示又は指導する必要がある。

【措置の状況】

再委託に関する契約書等の写しを確認してはいましたが、確認が徹底できておらず、故意等による更なる委託契約が行われるリスクまで適正な確認ができていませんでした。

当該業務については、例年実施する業務ではなく、令和6年度の実施はありませんが、委託業務全般に該当する事項であるため、当課のリスクチェックシートに当該事項に係る項目を追加しました。

今回の御指摘を受け、再委託契約を承認する際には、委託業者と再委託業者間の契約書類の内容について厳格に確認を行います。再々委託が可能となると読み取れるなど、不適切な契約内容の場合には委託事業者への指示及び指導を行い、引き続き適切に契約事務を管理することとしました。

(25) 個人情報の保護に関する規定の再委託先への準用について〔ごみ減量推進課〕

【指摘事項30】

本件委託業務は、契約書の別紙である個人情報の保護に関する取扱仕様書において、業務の再委託をする場合には、再委託先と締結する契約に係る契約書等に個人情報の保護に関する規定を準用する旨を明記しなければならないと記載されているが、再委託先との契約書上には当該記載がなく、不整合が生じている。

本件委託業務は実際には個人情報を取り扱う業務ではないが、ごみ減量推進課は契約内容遵守の観点から、再委託先との契約内容にも個人情報の保護に関する規定を準用する旨を明記すべきである。若しくは、個人情報の取扱いが無いことが明確な場合には、あらかじめ記載を削除することが妥当かどうか、法務部門や個人情報の所管部門等に問合せを行い適切な対応を取ることが必要である。

【措置の状況】

「個人情報の取り扱いが無いことが明確な場合には、予め記載を削除することが妥当かどうか」については、政策法務課及び個人情報の所管部門である総務課に、個人情報の取り扱いが無いことが明確な場合には予め該当項目の記載の削除をして構わない旨、確認しました。また、当該業務については、例年実施する業務ではなく、令和6年度の実施はありませんが、委託業務全般に該当する事項であるため、当課のリスクチェックシートに当該事項に係る項目を追加しました。

今後は今回の御指摘を踏まえて、当課で実施する全ての委託業務について、契約時にリスクチェックシートによる確認を行います。また、業務内容に個人情報の取扱いがあり、個人情報の保護に関する規定を記載する場合には、再委託先との契約内容にも個人情報の保護に関する規定を準用する旨を明記することとし、引き続き適切に契約事務を実施することとしました。

(26) 再委託先から徴収する再委託契約書の確認について〔収集業務課〕**【指摘事項31】**

地方公共団体の契約は、契約の相手方として特定の者を公正に選定したうえで、契約の履行確保を図るものであり、その相手方以外の者に契約を履行させることである再委託は、適切な履行の観点からは認めることはできないものである。しかし、例外として業務の性質や相手方の特殊性から、契約の履行確保を図るために社会通念上妥当であると認められる場合に限り、再委託を認めている。この点、委託契約マニュアルにおいても、厳格な要件が定められている観点からは、市が把握することのできない再委託については、当然に認められないことになる。

しかしながら、現状の西日本電信電話株式会社静岡支店とNDSインフォス株式会社の間で締結された契約に係る契約書には、再委託承認書で事前承認されている範囲を超えるさらなる再委託が可能と読み取られる条項が含まれているため、当事者の故意又は誤認により更なる委託契約が生じてしまうリスクが温存されており、不適切な契約書類の記載であるといえる。

委託契約マニュアルにおいて、再委託に関する契約書又は請書の写しを入手することとした趣旨に鑑みると、収集業務課は、入手した再委託契約書（再々委託契約書を含む）を適切に確認し、市として不適切と認める条項等がある場合にはこれを差し戻して、委

託事業者には修正させなければならない。又は、あらかじめ市として不適切とする事項を伝達して適切な再委託契約書等の作成と提出をするように指示又は指導する必要がある。

【措置の状況】

同業務については、不燃・粗大ごみ戸別収集の実施のための受付業務、受付に必要なシステム整備、機器の保守などを委託することで、民間企業の高度な専門知識と技術を十分に活用し、不燃・粗大ごみ収集業務の効率的かつ安定的な運営体制を確保することを目的として事業を行っており、業務の遂行に当たっては、システム構築、機器整備等の設備投資を要するため、業務準備期間 6 か月以上と業務遂行期間 5 年間の債務負担行為に基づく委託契約です。

御指摘の契約は令和 5 年 3 月 31 日で終了していますが、令和 4 年 8 月 10 日から令和 10 年 3 月 31 日までの新規契約を締結しています。現契約についてもシステム開発、システム保守管理について再委託を想定して契約していますが、今回の御指摘を踏まえまして、受託者に対し、再委託先による再委託を行わないように指導しました。また、今後、同様に再委託を要する委託契約を締結する際には、契約課が示す「委託業務等契約及び各種契約事務マニュアル」に沿って手続を進めるとともに、再委託承認申請書の提出において再委託契約書（案）の添付を求めるとともに、さらなる再委託が可能であると読み取ることができる条項がないかを含めて、契約書の内容を確認したうえで、再委託承認書を交付します。さらに再委託承認後、再委託契約書の本書の写しを求め、再委託の内容が申請のとおりであることを確認することとしました。

(27) 人員体制の把握不足について〔福祉総務課〕

【指摘事項32】

委託契約マニュアルによれば、契約書又は仕様書に、契約締結後、業務開始前に従事者全員の「住所」「氏名」「年齢」等を記載した「従事者名簿」を提出する旨を記載することが規定されている。

委託先が仕様書とおりの支援体制を整え、委託の事業目的が十分果たしていることを確認するために、また、未承認再委託防止や偽装請負防止のためにも、契約書又は仕様書に「従業員名簿」を提出する旨を記載し、実際に受領し、仕様書記載とおりの人員体制となっているかを把握する必要がある。

【措置の状況】

令和 6 年 4 月 1 日に、静岡市社会福祉協議会から静岡市暮らし・しごと相談支援センターにおける主任相談員、相談支援員、就労支援員、家計改善支援員、事務補助員の配置状況、3 区の相談窓口の設置場所、職員の氏名、住所、経歴、資格の所有状況等について報告を受け、人員体制等の状況について確認をしました。

従業員名簿を提出する旨の記載については、本契約書及び仕様書の期間が令和 7 年 3 月 31 日に終了するため、令和 7 年 4 月 1 日以降の契約書に記載する予定です。

(28) 積算根拠の在り方について（人件費単価の実態との乖離）〔福祉総務課〕

【指摘事項33】

予定価格の人件費単価については、実際に行うであろう業務内容に適合する技術者種別及び業務単価を選定する必要があり、実際業務を実施する技術者種別及び業務を適切に把握したうえで、適用する積算上の人件費単価を決定する必要がある。

また、今回のように平均値を採用する場合なども含めて、具体的にどういった理由でその数値を採用したのかを合理的に説明できるように、課内で説明資料を作成しておく必要がある。

【措置の状況】

当該業務については、令和 5 年度の作業実績を基に作業内容のヒアリングと、各工程の必要な技能の精査を行い、業務を実施するうえで必要な技能を確認しました。令和 6 年度契約締結に係る積算に当たっては、根拠を記載するとともに、参考としている積算資料のうち、最適な技術者種別の人件費単価を用いて算出をしました。

(29) 積算根拠の在り方について（実績工数の把握不足）〔福祉総務課〕

【指摘事項34】

本件委託業務のようなシステム保守委託業務は実際に工数がどれぐらい発生するかについて予測することが比較的難しく、過年度の実績や業者への聴取を踏まえて、予定工数を決定し、積算を行うことになる。

この点、福祉総務課からの説明によれば、実際には、本件委託業務の受託業者は市役所に常駐して行う業務のほか、事業者の事業拠点等の市役所外からの支援業務も行っていているとのことであるから、現状の工数把握では、業務の実態の把握としては不十分であると言わざるを得ない。

そのため、福祉総務課は、実績工数を十分に把握し、本件委託業務がどのような実態で実施されているかについて検証するとともに、翌年度以降において、関連する業務委託を実施するに当たって、予定価格の積算根拠を適切に確保する必要がある。

【措置の状況】

当該業務においては、令和6年4月以降の月次の作業実績書にて、市役所に常駐して行う業務のほか、事業者の事業拠点等の市役所外からの支援業務も含めた技術者の実績報告を受領しました。

今後は、今回の御指摘を踏まえて、業務に掛かる工数の実態把握に努め、次年度の委託業務に係る予定価格の積算根拠に反映させることとしました。

(30) 積算根拠の在り方について（人件費単価の実態との乖離）〔福祉総務課〕

【指摘事項35】

予定価格の人件費単価については、実際に行うであろう業務内容に適合する技術者種別及び業務単価を選定する必要があり、実際業務を実施する技術者種別及び業務を適切に把握した上で、適用する積算上の人件費単価を決定する必要がある。

また、今回のように平均値を採用する場合なども含めて、具体的にどういった理由でその数値を採用したのかを合理的に説明できるように、課内で説明資料を作成しておく必要がある。

【措置の状況】

当該業務については、令和5年度の作業実績をもとに、作業内容、各システムへの問合せ割合、ヘルプデスク対応者の1日当たりのヘルプデスク稼働割合等のヒアリングを行い、業務を実施する上で必要な技能等を確認しました。

令和6年度契約締結に係る積算に当たっては、根拠を記載するとともに、該当する技術者種別の人件費単価を用いて算出しました。

(31) 再委託可否に関する記載内容の相違について〔地域包括ケア・誰もが活躍推進本部〕

【指摘事項37】

本件委託業務の場合、実際に再委託は行われていないが、再委託に関する規定が契約書と個人情報の保護に関する取扱仕様書で不整合が生じていることで、再委託の可否が不明瞭となっている。

再委託可否に関して、各契約書類間の記載内容を整合させる必要がある。

【措置の状況】

当該業務における再委託可否については、御指摘のとおり、契約書本文と個人情報の保護に関する取扱仕様書とで不整合が生じていました。これは、契約書を作成する際に、参照すべきひな型を誤って使用してしまったために生じたものです。このため、令和6年度の契約に際しては、使用したひな型が適切なものであるかどうかを含めて、作成した契約書と個人情報の保護に関する取扱仕様書を複数人で確認するとともに、読み合わせを行い、そごが生じないようにしました。

今後も、同様に確認を徹底し、再発を防止していきます。

(32) 概算払時の委託料精算の確認について〔障害福祉企画課〕

【指摘事項38】

「会計事務の手引き(静岡市会計室)」によれば、「概算払した場合には、要した経費の額が確定したときに、遅滞なく概算払を受けた者に実績報告書を提出させ、精算を行う。」と規定されている。

今回の精算時に入手していた収支決算書では、他に精算すべき経費があったにもかかわらず、精算対象に含まれていなかった。結果として、修正収支決算書の提出を受け、精算不要との回答を得たものの、本来あるべき決裁時期からは相当程度遅れている。

また、旅費などの経費以外の支出項目については、予算額と決算額が同額であり、少なくとも光熱水費や燃料費などの支出項目は価格変動が大きい昨今の情勢を勘案すると、差額が発生して然るべきと考えられる。

概算払時には、実績確定後、速やかに正しい収支実績書の提出を受け、課内で十分確認し、精査したうえで、精算する必要がある。

【措置の状況】

「かかりつけ医等発達障害対応力向上研修」に係る今回の御指摘については、まず、令和6年3月18日に、「令和5年度包括外部監査結果報告書」を課内供覧し、他事業についても同様の事態が生じないよう職員全体に注意喚起を行いました。

こと本事業に係る令和5年度の委託料精算においては、各支出項目に係る予算額と決算額の違いについても留意しながら、十分に確認、精査を行いました。

令和6年度において、令和6年度所属職員にも今回の外部監査報告書の周知を行い、

会計事務を新たに従事する職員に対して「令和 6 年度会計事務研修会」を受講させました。本事業の担当者も新任となったため、令和 6 年 5 月 1 日に今回の御指摘を説明のうえ、同月 9 日に上記会計研修を受講させ、精算事務も含めた会計事務を適切に執行できるよう取組を進めました。

今後も、係長が声掛けや決裁時の確認を着実に実施していくことで、引き続き、適時適切な書類の提出を受けるとともに、課内で十分確認し、精査したうえで、精算するよう取り組んでいきます。

(33) 積算根拠の在り方について（最新の情報に基づく積算）〔保健衛生医療課〕

【指摘事項39】

積算金額は、委託契約マニュアルによれば、業者から参考見積を徴取し、又は、前年の実績等を勘案し、それを精査して積算根拠とする、と規定されている。

より精緻な、実勢を踏まえた積算金額を見積もるためには、入手しうる最新情報を積算根拠とすべきである。

そのため、毎年委託契約締結の都度、前年度の実績値や参考見積などの新たな情報を入手すべきであり、「割当事務費」についても、前々年度の令和 2 年度の実績値を参考にするのではなく、前年度の実績値や参考見積を入手し、積算根拠とする必要がある。

【措置の状況】

当該業務については、受託者から、令和 5 年度の業務完了報告書と併せて、「割当事務費」の実績値が記載された資料を受領しました。

今後は、毎年、「割当事務費」の実績値について、参考見積時において、受託者から聴取し、積算金額を見積もるための積算根拠とすることとしました。

(34) 再委託先から徴収する再委託契約書の確認について〔感染症対策課〕

【指摘事項40】

地方公共団体の契約は、契約の相手方として特定の者を公正に選定したうえで、契約の履行確保を図るものであり、その相手方以外の者に契約を履行させることである再委託は、適切な履行の観点からは認めることはできないものである。しかし、例外として業務の性質や相手方の特殊性から、契約の履行確保を図るために社会通念上妥当であると認められる場合に限り、再委託を認めている。この点、委託契約マニュアルにおいても、厳格な要件が定められている観点からは、再委託先による更なる委託（いわゆる、

再々委託契約) などというものは、市としては当然に認めていないものとなる。

しかしながら、上記のような再委託契約文言に照らすと、実質的に再々委託契約が実施可能と読み取ることができる状況であると言わざるを得ず、当事者の故意又は誤認により再々委託契約が生じてしまうリスクが温存されており、不適切な契約書類の記載であるといえる。

委託契約マニュアルにおいて、再委託に関する契約書又は請書の写しを入手することとした趣旨に鑑みると、新型コロナウイルス感染症対策課は、入手した再委託契約書を適切に確認し、市として不適切と認める条項等がある場合にはこれを差し戻して、委託事業者に修正させなければならない。又は、あらかじめ市として不適切とする事項を伝達して適切な再委託契約書の作成と提出をするように指示又は指導する必要がある。

【措置の状況】

指摘事項を踏まえ、新型コロナウイルス感染症対策に関連する全ての契約について、再委託の有無を確認するとともに、再委託を許可している業務について、委託先と再委託先の契約内容を確認したところ、再々委託を可能とする契約としていたものは、指摘を受けた3件のみであることを確認しました。

このため、委託先に対し、再委託を許可する業務については、再々委託はできない旨を指導しました。

また、令和6年度の契約の際、委託先に再委託を許可する業務については、委託先と再委託先との契約内容を確認し、再々委託ができない旨の契約内容であることを確認しました。

(35) 再委託先から徴収する再委託契約書の準用規定の確認について〔感染症対策課〕

【指摘事項41】

委託契約マニュアルにおいて、再委託に関する契約書又は請書の写しを入手することとした趣旨に鑑みると、新型コロナウイルス感染症対策課は、入手した再委託契約書を適切に確認し、市として必要な条項等の有無を把握し、不足がある場合にはこれを差し戻して、委託事業者に修正させなければならない。又は、あらかじめ市として不適切とする事項を伝達して適切な再委託契約書の作成と提出をするように指示又は指導する必要がある。

特に今回、準用の明記が漏れていた条項は、第7条「秘密の保持」、第8条「個人情報

の保護に関する事項」という再委託先においても十分に遵守すべき重要な事項と考えられるものである。このような観点からも再委託契約書に関するチェック体制についても再検討を要するものとする。

【措置の状況】

指摘事項を踏まえ、再委託を許可している業務について、委託先と再委託先の契約事項を確認し、再委託先においても遵守すべき条項（秘密の保持、個人情報の保護に関する事項）が記載されていない契約については、委託先に対し、契約事項として記載するなど、適切な再委託契約書とするよう指導しました。

また、令和 6 年度の契約の際、委託先に再委託を許可する業務については、委託先と再委託先との契約事項を確認し、「秘密の保持」、「個人情報の保護に関する事項」が記載されていることを確認するとともに、再委託先に必要な事項を遵守させるよう、委託先に指導しました。

このほか、再委託を許可する場合は、事前に委託先に対し、指摘事項を踏まえた適切な契約内容とするよう指導し、また、委託先と再委託先との契約事項を確認し、不足がある場合は修正させるよう、再委託契約書に関するチェック体制を整備しました。

(36) 「業務委託契約書」と「業務仕様書」との記載内容相違について〔感染症対策課〕

【指摘事項42】

「業務委託契約書」は一般的な契約事務事項を合意する文書であり、「業務仕様書」は詳細な業務仕様を合意する文書であり、両者は整合させる必要がある。本件委託業務の場合、委託期間に相違があり、より上位の契約書類である「業務委託契約書」に従えば、委託期間外の期間に業務を委託していたこととなる。

委託業務の内容に変更が生じた場合、その都度、契約書類は全て実態に合わせて変更する必要があり、両者を整合させるとともに、課内においてチェックする必要がある。

【措置の状況】

指摘事項を踏まえ、現在、契約している全ての契約書について記載内容を点検し、指摘を受けた契約書以外に記載誤りがないことを確認するとともに、委託先と当該委託契約書の契約期間に記載誤りがあったことを共有、確認しました。

また、契約事務については、契約書作成時において、契約書、仕様書等の記載事項の誤りや、不整合がないかを確認するとともに、変更契約をした場合は、変更点が契約書、

仕様書等に適切に反映されているか複数人で確認するなど、課内のチェック体制を整備しました。

(37) 委託契約書と実務上の業務手順の相違について〔保健所総務課〕

【指摘事項43】

委託契約マニュアルによれば、委託業務は、業務完了の確認として、「検収者及び立会者は、契約書等に定める内容が確実に履行されたかの確認を慎重に行うこと。」とされている。

本件委託業務では、契約書規定の業務手順と実務上の業務手順が相違しており、契約書等に定める内容が確実に履行されているとは言えないことになる。

そのため、一義的には契約書の規定どおりの業務手順に従う必要があり、保健予防課は、受託者側に契約書に規定されている業務手順に従うように指導する必要がある。

一方、現実において、契約書の規定どおりに事務を実施することが実務上困難な受託者が多数いることを踏まえた場合には、例えば、委託契約書において、「受託者が報告書発行後×日経過後、請求書を作成し、担当課へ提出」といった旨を追加するなど、契約書の規定を変更することも考えられる。

いずれにおいても、保健予防課は、実務上の業務手順を契約書に従うように指導するか、契約書の規定を現実実務に即した規定に改めるなどの検討を行う必要がある。

【措置の状況】

御指摘の事項を踏まえ、契約書に規定する業務手順と実務上の業務手順について整合を図るため、令和6年度の契約については、市及び委託先の事務負担や事務の効率性を鑑み、実務上の業務手順に合わせるよう、契約課と協議の上、契約書の規定を改めました。

また、委託先に対し、契約書に規定された業務手順を順守するよう、委託事務の手続（事務マニュアル）を記載した文書を通知することとしました。

(38) 再委託可否に関する記載内容の相違について〔子ども未来課〕

【指摘事項44】

本件委託業務の場合、実際に再委託は行われていないが、再委託に関する規定が契約書と個人情報の保護に関する取扱仕様書で不整合が生じていることで、再委託の可否が

不明瞭となっている。

再委託可否に関して、各契約書類間の記載内容を整合させる必要がある。

【措置の状況】

今回の御指摘を踏まえて、担当者のみならず、係長等を含む複数の職員で、再委託の可否を含めた、各契約書類間の記載内容の整合が取れているかの確認を行うこととしました。

(39) 再委託可否に関する記載内容の相違について〔子ども家庭課〕

【指摘事項45】

本件委託業務の場合、実際に再委託は行われていないが、再委託に関する規定が契約書と個人情報の保護に関する取扱仕様書で不整合が生じていることで、再委託の可否が不明瞭となっている。

再委託可否に関して、各契約書類間の記載内容を整合させる必要がある。

【措置の状況】

本件委託業務については、令和4年度単年度限りの業務であり、すでに事業が完了し支払等も全て終了していることから、契約書の修正等はありません。

しかしながら、当課においてはそのほかにも各種委託業務があることから、担当者及び決裁過程での確認をより十分なものとするため、本指摘事項及び確認時に気を付けるべき点を課内周知しました。今後は今回の指摘事項である再委託に関する項目のみならず、契約書類間での不整合が生じないように確認することとします。

(40) 積算根拠の在り方について（客観的な積算資料の作成）〔BX推進課〕

【指摘事項46】

委託契約マニュアルによれば、積算方法について、市が設定した積算基準を適用するほか、「業者からの参考見積を徴取し、それを精査して積算根拠とする」とされている。

本件委託業務では、徴取した参考見積が『土木設計業務等積算基準』に基づき当該積算金額が算出されていることを確認しているが、同積算基準が想定している業務と委託業務の内容が異なるため、直ちにこれに準拠することが妥当であるかどうかの適合性に至るまでの確認が必要である。

また、その他原価や一般管理費等については、参考見積の徴取時においてその具体的

な内容を聴取するなど、積算根拠の妥当性についても確認しておく必要がある。

この点、海洋文化都市政策課では、本件委託業務の参考見積が『土木設計業務等積算基準』に基づくことに対する判断やその他原価等の内容の聴取を一定程度行っている。しかしながら、積算資料上において、このような結果が分かる記録はなされていないため、十分な精査であったかどうかを説明するには不足があると言わざるを得ない。

したがって、海洋文化都市政策課は、参考見積の入手に加えて、適用する積算基準が業務に適合しているかどうかの検証や、その他原価や一般管理費等の内容に関する事業者からの聴取等を行なった結果を積算資料において示し、積算金額が適切であると判断した根拠についての説明責任を果たす必要がある。

【措置の状況】

(仮称) 静岡市海洋・地球総合ミュージアム整備運営事業は、周辺地域の開発を促す面的なまちづくりを見据えた事業であり、当該施設は、施設の建築のみならず、日の出・巴川河口地区で進められているまちづくりと一体となった施設を目指しています。

したがって本件委託業務では、建築だけでなく施設・空間の在り方に配慮した知見や技能を活かした助言、計画策定等の業務実施が求められることから、『土木設計業務積算基準』が想定している業務と委託業務の内容には一定程度の類似性はあるものと考え、同基準に準拠することが妥当であると判断したものです。

また、参考見積の徴取時に、その他原価や一般管理費等については、具体的な経費の内容について事業者より聴取していました。

今回の御指摘を受け、以上の記録を積算資料に追加しました。

今後は、積算金額が適切であると判断した根拠についても、事業決裁等に明確に記載することにより、説明責任を果たすこととしました。

(41) 契約書への個人情報保護条項の記載について〔森林政策課〕

【指摘事項47】

本件委託業務において、委託事業者に対して、市の個人情報の保護に関する取扱仕様書に基づいた個人情報保護の取扱いを遵守させるためには、契約書本体においても、個人情報保護の条項を記載する必要がある。

【措置の状況】

委託業務の契約書への個人情報保護の条項の記載については、令和5年度中にそれま

での委託業務契約書への記載の有無を確認し、以後発注する委託業務については記載を徹底するよう指導しました。また、令和6年度においても係内に改めて指導し、取組を継続して進めているところです。

今回御指摘いただいた個人情報保護の条項の記載に加え、委託契約書の内容全体の確認、特に長年実施している委託業務については新しく作成し直すつもりで確認するとともに、決裁ルート上でのチェックを徹底していくことで、引き続き適正な契約事務を実施します。

(42) 予算額と決算額の乖離について〔消防総務課〕

【指摘事項48】

「B型肝炎感染防止対策マニュアル」において抗体がある人は検査不要とされたという情報は、予算作成時に分かっていたものである。「B型肝炎感染防止マニュアル」における抗体保持者検査不要の情報を踏まえ、静岡市消防局としての検査の方法等の検討と決定をするために、他都市の動向や産業医の見解などを踏まえて、抗体保持者の検査不要を含めた検査対象及び方法を最終決定したが、結果として予算要求には間に合わなかった。

消防総務課は、作成時に収集可能な全ての情報に基づいて予算額を作成する必要があり、作成に必要な判断についても予算要求に間に合うようにすべきである。

【措置の状況】

当該業務については、令和5年度当初予算要求からは検査対象者の見込み人数を「対象者全員」から「対象者のうち免疫獲得がない又は不明な者」とするよう見直しており、現在は引き続き適正な見込み人数となるよう積算しています。

今後は、当該業務以外においても予算要求時に収集可能な全ての情報に基づき、予算要求に間に合うよう判断し作成することとします。

(43) 「暴力団排除に関する宣誓書兼同意書」等の入手及び契約課提出について〔財産管理課〕

【指摘事項49】

財産管理課は、委託契約マニュアルに従って自らe-net掲示板にある「暴力団排除に関する誓約書兼同意書提出状況」の確認をし、提出がなければ、書類の受領及び契約課への提出まで責任を持って確認することが必要である。

【措置の状況】

令和5年度中に実施した外部監査人とのヒアリング等を通じて、「委託契約マニュアルに従って自らe-net掲示板にある暴力団排除に関する誓約書兼同意書提出状況の確認をし、提出がなければ、書類の受領及び契約課への提出まで責任を持って確認することが必要である」と認識したため、令和5年9月27日に、令和5年度の産業廃棄物（P F O S 含有泡消火薬剤等）収集運搬委託業務の受託者である株式会社コーシンサービスから「暴力団排除に関する誓約書兼同意書」の書類を受領し、令和5年9月29日に契約課へ提出しました。

今後は、今回の御指摘を踏まえて、委託マニュアルに従って「暴力団排除に関する誓約書兼同意書提出状況」の確認をし、提出がなければ相手方に提出を求め、書類の受領及び契約課への提出まで担当者及び係長が責任を持って確認していくことで、引き続き適正な事務処理を行います。

(44) 単独随意契約の理由の記載箇所について〔警防課〕**【指摘事項50】**

本件委託業務の実施に当たり、業者選定機関である部会への提出資料に単独随意契約の理由を含む業者選定理由を示すことは当然であり、これは実施されていた。一方で、委託契約マニュアルに基づく、単独随意契約の理由の記載の確保がなされていなかった点で不適切である。

同マニュアルが「見積結果表」に記載を求めた趣旨は、単独随意契約の理由が「静岡市における委託契約その他の各種契約に係る入札情報等の公開に関する要綱」に基づく公表の対象であり、これを示すための結果資料が「見積結果表」であるからである。したがって、警防課は、改めてマニュアルを確認し、その趣旨に沿った運用を適切に実施する必要がある。

【措置の状況】

御指摘の事項につきましては、委託契約マニュアルの改訂により令和4年度から見積結果表に単独随意契約の理由を記載する書式へ変更となっていたところ、従前の書式をそのまま使用していたことが原因です。

令和5年度からは業務開始前に同マニュアルの再確認を行い、見積結果表に単独随意契約の理由を記載し、マニュアルに沿った運用を実施しています。

今後も引き続き今回の御指摘を踏まえ、契約業務実施時には、航空消防係の担当者が、2名でダブルチェックし、マニュアルのと通りの運用を適切に実施します。

(45) 単独随意契約の理由の記載箇所について〔警防課〕

【指摘事項51】

【指定事項50】と同様に、警防課は、単独随意契約となった理由を「見積結果表」に記載し、マニュアルのと通りの運用をする必要がある。

【措置の状況】

御指摘の事項につきましては、委託契約マニュアルの改訂により令和4年度から見積結果表に単独随意契約の理由を記載する書式へ変更となっていたところ、従前の書式をそのまま使用していたことが原因です。

令和5年度からは業務開始前に同マニュアルの再確認を行い、見積結果表に単独随意契約の理由を記載し、マニュアルに沿った運用を実施しています。

今後も引き続き今回の御指摘を踏まえ、契約業務実施時には、航空消防係の担当者が、2名でダブルチェックし、マニュアルのと通りの運用を適切に実施します。

(46) 検収に係る日付の取り扱いについて〔警防課〕

【指摘事項52】

定期保守報告書の日付が年度を超えた日付で発行されてしまうと、年度内に業務が完了しなかったものという疑念が残る。また、バックデートによる検収が行われている証拠が残っているのも問題であると考えます。

したがって、安全対策課は、委託先には、契約に従って、適切にその期日である3月31日までに業務を完了させることを指導することはもちろんのこと、当該期日で適切に業務を完了したことを証する「定期保守報告書」についても、同期日までに提出することを徹底させなければならない。そのうえで、その業務実績及び報告書内容が適切と認められた場合に検収を完了させる必要がある。なお、委託契約マニュアルによれば、当該検収についても適切に年度内に完了する必要があることから、適時に事業者とコミュニケーションを確保するなど、検収の遅延がないように工夫する必要がある。

【措置の状況】

御指摘の事項につきましては「委託業務等契約及び各種契約事務マニュアル」の「検

査・検収」に記載されている「検収の時期」について、内容を把握していなかったことが原因です。

令和 5 年度の業務においては、令和 6 年 3 月に、委託事業者に契約に従って適切にその期日である 3 月 31 日までに業務を完了したことを報告するよう指導を行いました。また、当該期日に、電子メールにて「定期保守報告書」を受領し、保守業務が異常なく完了したことを確認しました。

今後も引き続き今回の御指摘を踏まえ、契約業務実施時には企画係担当者がその都度マニュアルを確認するとともに、適時、委託事業者とコミュニケーションをとり、当該検収についても事前メールの送信や検収日を係内でダブルチェックして、適切に年度内に完了するようにします。

(47) 点検報告書の発行責任者の取り扱いについて〔救急課〕

【指摘事項53】

当該「点検報告書」は、実際に点検を行った再委託先である日本光電工業株式会社が発行したものがそのまま使用されており、委託先が発行責任者であるという証跡は何もなかった。委託契約書には委託先が自らの責任で完了報告をする旨が規定されているはずであるが、委託先は対外的に責任を果たしていることを評しておらず、所管所属としても、委託先がその責任を果たしていることを書面から十分に判断することができない。実際の点検は再委託先が行うにしても、救急課は、委託先の責任に基づく完了報告の書面を発行させ、これを入手するように改善する必要がある。

【措置の状況】

委託先は再委託先から受領した点検報告書をもって、委託業務完了報告書と代えることができると誤認しており、当課は委託先から提出された点検報告書であったため、委託先の責任の元発行された報告書であるという先入観から、発行責任者の確認が疎かになっていました。

令和 5 年度における当該委託契約業務については、契約を締結した協和医科器械株式会社による点検報告書を含む委託業務完了報告書を受領しました。

今後は、今回の御指摘を踏まえて、引き続き委託先の責任に基づく完了報告書を入手することとします。

(48) 「暴力団排除に関する宣誓書兼同意書」等の入手及び契約課提出について〔指令課〕

【指摘事項54】

委託契約マニュアルにおいて、契約課への「暴力団排除に関する宣誓書兼同意書」等の提出の必要性は明記されており、市として必要な反社チェックを完遂しないまま、契約業務を遂行することは不適切である。

したがって、指令課は、「暴力団排除に関する宣誓書兼同意書」等を提出するように通知することとめず、必要書類を確実に入手し、適切に契約課に提出するところまでを管理する必要がある。

【措置の状況】

市として必要な反社チェックを完遂しないまま、契約業務を遂行していた原因は、契約課に再委託先から「暴力団排除に関する宣誓書兼同意書」が提出されていることの確認を失念していたことによるものです。

今回の御指摘を踏まえて、今後は、「暴力団排除に関する宣誓書兼同意書」の提出を必要とする場合は、当課で必要書類を受領し、記載内容の確認を行った後に、契約課へ提出することとしました。

また、再委託先がある場合は、再委託の承認前に必要書類の提出状況を確認することで、未提出のままでの業務遂行を防止することとしました。

(49) 積算根拠の在り方について（業者からの参考見積）〔学校給食課〕

【指摘事項55】

委託契約マニュアルによれば、積算方法について、市が設定した積算基準を適用するほか、「業者からの参考見積を徴取し、それを精査して積算根拠とする」、「なるべく2者以上から参考見積依頼すること」とされている。

西島学校給食センター次期事業手法検討業務においては、学校給食課が事業者から参考見積を徴取し、内容の精査と委託業務の選別を行っているが、特定の1者のみからの徴取となっていた。特定の1者からの情報に偏ることなく、積算根拠を定めるうえでの比較可能性を確保するためには、他の事業者からも参考見積を徴取する必要がある。

【措置の状況】

令和4年度に実施した当該業務は、西島学校給食センターのPFI事業の評価とPFI事業終了後の西島学校給食センターからの学校給食提供の事業手法について検討した

ものです。

PF I事業評価及び本市初の業務であるPF I事業終了後の学校給食センターの維持管理・運営の在り方について、検討できる業者は限られていたことから、1者のみの参考見積書の徴取となりましたが、今後は、可能な限り多くの業者から業務実施に関する聞取りを行うなど、複数の事業者からの参考見積を徴取する方法を徹底します。